

福島医発第308号(地)
平成20年 5月 8日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び
予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行等について

定期の予防接種実施要領の改正点につきましては、福島医発第2114号(平成20年2月22日付)にてご連絡しておりますが、今般、標記の件につきましては、厚生労働省健康局結核感染症課長より施行通知がなされた旨、日本医師会を通じて連絡がありました。

本件におきまして、予防接種法施行令の一部を改正する政令については公布の日から、予防接種実施規則の一部を改正する省令については一部を除き平成20年4月1日から施行されることが示されております。

また、今般の政令、省令の施行に伴い、「定期の予防接種の実施について」の別紙「定期の予防接種実施要領」が改正されております。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会管下関係医療機関への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 松行眞門
会長 丸山 泉

(地Ⅲ 3)

平成20年4月8日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部を
改正する省令の施行等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、定期の予防接種実施要領の改正点につきましては、平成20年2月12日付
(地Ⅲ 279)をもって貴会宛てお送りいたしました。

今般、予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部を改正
する省令が公布され、予防接種法施行令の一部を改正する政令については公布の日か
ら、また予防接種実施規則の一部を改正する省令については一部を除き平成20年4
月1日から施行されることについて、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道
府県衛生主管部(局)長に対し通知がなされました。

また、これらの政令、省令の施行に伴い、「定期の予防接種の実施について」の別
紙「定期の予防接種実施要領」が改正され、厚生労働省健康局長より各都道府県知事
に対し通知がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市
区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



事 務 連 絡
平成20年3月25日

社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部を改正する
省令の施行について

予防接種行政につきましては、日頃よりご理解、御協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添平成20年3月24日付け健感発第0324002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について」を各都道府県衛生主管部（局）長あて送付し、関係者への周知等について依頼しておりますので、参考までに送付いたします。

つきましては、都道府県医師会及び貴会会員への周知について、特段のご配慮方よろしくお願い申し上げます。



健感発第0324002号

平成20年3月24日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第35号）が平成20年2月27日に公布され、予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第39号）が平成20年3月19日に公布されたところである。

予防接種法施行令の一部を改正する政令については、公布の日から、予防接種実施規則の一部を改正する省令については、一部を除き、平成20年4月1日から施行されるものである。

今回の改正の概要等については、下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

記

第1 予防接種法施行令の一部を改正する政令について

1 改正の概要

本改正は、昨年、10代及び20代の年齢層を中心として麻疹が流行したことに鑑み、今後、日本国内における麻疹の流行の防止及び患者の発生を限りなく抑制するために、麻疹の予防接種を1回しか受けていない者であつて、就学等により集団生活をする環境下にある者に対し、2回目の接種の機会を設けるものである。また、風しんについても、当該年代において、一定の数の者が風しんの予防接種を経験していないこと、かつ妊婦が妊娠初期に風しんに罹患した場合、その胎児に先天性風しん症候群が発生する可能性もあることから、同様に2回目の接種の機会を設けることとした。対象者については、麻疹及び風しんについて第1期及び第2期の予防接種とは別に、新たに接種対象を追加することとし、次に掲げる区分に応じて、定める者とするものである。

- (1) 第3期の予防接種 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者
- (2) 第4期の予防接種 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

2 施行期日等

公布の日から施行するものとする。

ただし、接種の対象として規定される期間は平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間であり、附則において読み替えるものとする。

第2 予防接種実施規則の一部を改正する省令について

1 改正の概要

- (1) ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種において、一部の疾病に既に罹患した者が、他の疾病について予防接種を行う場合において、その使用するワクチンが既罹患疾病に対応するワクチン成分を含有している場合でも使用することが可能であることから、目的とする予防接種を行う疾病の組合せにより、使用ワクチンの種類、使用ワクチンの接種量及び接種回数等について定めたこと。

ア ジフテリア、百日せき又は破傷風のいずれか1つの疾病について予防接種を行うに当たっては、以下のとおりとすること。

- ① ジフテリア又は破傷風の第1期の初回接種では、沈降精製ジフテリア百日せき破傷風混合ワクチンを規定する間隔において、毎回0.5ミリリットルを3回皮下に注射すること又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを規定する間隔をあけて、毎回0.5ミリリットルを2回皮下に注射すること。第1期の追加接種では沈降精製ジフテリア百日せき破傷風混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを0.5ミリリットルの量で1回皮下に注射すること。
- ② 百日せきの第1期の初回接種では、沈降精製ジフテリア百日せき破傷風混合ワクチンを規定する間隔をあけて、毎回0.5ミリリットルを3回皮下に注射すること。第1期の追加接種では沈降精製ジフテリア百日せき破傷風混合ワクチンを0.5ミリリットルの量で1回皮下に注射すること。

イ ジフテリア、百日せき又は破傷風のいずれか2つの疾病の予防接種を行うに当たっては、以下のとおりとすること。

- ① ジフテリア及び破傷風の第1期の初回接種では、沈降精製ジフテリア百日せき破傷風混合ワクチンを規定する間隔をあけて、毎回0.5ミリリットルを3回皮下に注射すること又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを規定する間隔をあけて、毎回0.5ミリリットルを2回皮下に注射すること。第1期の追加接種では沈降精製ジフテリア百日せき破傷風混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを0.5ミリリットルの量で1回皮下に接種すること。
- ② ジフテリア及び百日せきの第1期の初回接種では沈降精製ジフテリア百日せき

破傷風混合ワクチンを規定する間隔をあけて、毎回0.5ミリリットルを3回皮下に注射すること。第1期の追加接種では沈降精製ジフテリア百日せき破傷風混合ワクチンを0.5ミリリットルの量で1回皮下に注射すること。

- ③ 百日せき及び破傷風の第1期の初回接種では沈降精製ジフテリア百日せき破傷風混合ワクチンを規定する間隔をあけて、毎回0.5ミリリットルを3回皮下に注射すること。第1期の追加接種では沈降精製ジフテリア百日せき破傷風混合ワクチンを0.5ミリリットルの量で1回皮下に注射すること。

ウ ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種を、同時に行う場合に当たっては、第1期の初回接種では沈降精製ジフテリア百日せき破傷風混合ワクチンを規定する間隔をあけて、毎回0.5ミリリットルを3回皮下に注射すること。第1期の追加接種では沈降精製ジフテリア百日せき破傷風混合ワクチンを0.5ミリリットルの量で1回皮下に注射すること。

エ ジフテリア又は破傷風の第2期の予防接種において、いずれか一方の疾病の予防接種を行う場合又は同時に行う場合に当たっては、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを0.1ミリリットルの量で1回皮下に注射すること。

- (2) ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種及び日本脳炎の予防接種について第1期の初回接種における間隔をそれぞれジフテリア、百日せき及び破傷風においては20日から56日までに、日本脳炎の予防接種においては6日から28日までに改めたこと。

また、急性灰白髄炎の予防接種の1回目と2回目の予防接種の間隔を41日以上に改めたこと。

- (3) ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種及び日本脳炎の予防接種の第1期の初回接種において、発熱等の予防接種不適当要因により、それぞれ規定されている接種間隔内に接種ができなかった場合、その要因が解消された後に、速やかに接種した者については、当該接種間隔内であるとみなし、定期接種として取り扱うものであること。ただし、政令で定める期間を超えない期間内であること。

- (4) 麻しん及び風しんの予防接種について、予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布及び施行に伴い、第3期及び第4期として接種対象が追加されたことに関して、当該接種対象における予防接種の実施上の使用ワクチンの種類、使用ワクチンの量及び接種回数等について新たに規定を設けるものであること。

ア 麻しんの第3期又は第4期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを用いて行うこと。

イ 風しんの第3期又は第4期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを用いて行うこと。

ウ 麻しん及び風しんについて同時に行う第3期又は第4期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを用いて行うこと。

エ 麻しん又は風しんの第3期又は第4期の予防接種のワクチン接種量は、いずれも0.5ミリリットルとし、1回皮下に注射するものとする。

2 施行期日

平成20年4月1日から施行するものとする。ただし（4）については公布日から施行すること。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(政 令)

- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令 (三二)
 - 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令 (三三)
 - 職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令 (三四)
 - 予防接種法施行令の一部を改正する政令 (三五)
 - 医療法施行令の一部を改正する政令 (三六)
- (省 令)
- 電波法施行規則の一部を改正する省令 (総務一五)
 - 無線設備規則の一部を改正する省令 (同一六)
 - 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令 (同一七)
 - 無線局免許手続規則の一部を改正する省令 (同一八)

(告 示)

- 研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令 (外務一)
- 医療法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働一三)
- 周波数割当計画の一部を変更する件 (総務八六)
- 特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件 (同八七)
- 登録点検事業者等が行う点検の実施方法等を定める件の一部を改正する件 (同八八)
- 紛失の届出等により失効した旅券の告示 (外務一三八)
- 特別会計の情報開示に関する省令第一一条の規定に基づき、特別会計財務書類の作成基準を定める件 (財務五九)

(公 告)

諸事項

- 官庁
建設業の許可の取消処分関係裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された
法令のあらまし

- ◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令 (政令第三二号) (外務省)
1 在インド日本国大使館等の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。(別表第一関係)
2 この政令は、平成二〇年三月一日から施行し、改正後の規定は、平成一九年八月一日から適用することとした。
- ◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令 (政令第三三号) (財務省)
1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を追加する等の改正を行うこととした。
2 この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。
- ◇職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令 (政令第三四号) (厚生労働省)
1 技能検定を行う職種について、キャリア・コンサルティングを追加し、工業彫刻及びほうろう加工を廃止することとした。
2 この政令は、公布の日から施行することとした。
- ◇予防接種法施行令の一部を改正する政令 (政令第三五号) (厚生労働省)
1 平成二〇年四月一日から平成二五年三月三十一日までの間、麻疹及び風しんの定期の予防接種の対象者に中学一年生相当の者(一三歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者)及び高校三年生相当の者(一八歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者)を追加することとした。
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

- ◇医療法施行令の一部を改正する政令 (政令第三六号) (厚生労働省)
1 医療に關して広告できる診療科名については、次に掲げるとおりとした。(第三条の二第一項第一号関係)
(一) 内科
(二) 外科
(三) 内科又は外科と次に定める事項とを組み合わせた名称(医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものを除く。)
(1) 人体の部位、器官、臓器若しくは組織又は人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の名称
(2) 患者の性別又は年齢を示す名称
(3) 医学的処置のうち医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語
(4) 疾病又は病態に分類される特定の疾病若しくは病態の名称
(四) その他、次に掲げるもの
(1) 精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科又は救急科
(2) (1)に掲げる診療科名と(三)の(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称(医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものを除く。)
(3) 歯科医療に關して広告できる診療科名については、次に掲げるとおりとした。(第三条の二第二項第二号関係)
(一) 歯科
(二) 歯科と次に定める事項とを組み合わせた名称(歯科医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものを除く。)
(1) 患者の年齢を示す名称
(2) 歯科医学的処置のうち歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語
この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年二月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百二号」を「第百三号」に改め、同条第二十六号中「第二十二号」を「第三十四号」に改め、同条に次の一号を加える。

百三 高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金

附 則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二十六号の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

財務大臣 額賀福志郎
内閣総理大臣 福田 康夫

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年二月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三十四号

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「ウェブデザイン」を「ウェブデザイン
キャリア・コンサルティング」に改め、「工業彫刻」及び「ぼうろう加工」を削る。

別表第二中「ウェブデザイン」を「ウェブデザイン
キャリア・コンサルティング」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 舩添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年二月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三十五号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一号を加える。

2 法第三条第一項の政令で定める者については、平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間、第一条の二第一項の表麻しんの項及び風しんの項中

「一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「二 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」

とあるのは、
「一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「二 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「三 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「四 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「五 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「六 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「七 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「八 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「九 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「十 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「十一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「十二 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「十三 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「十四 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「十五 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「十六 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「十七 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「十八 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「十九 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「二十 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「二十一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「二十二 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「二十三 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「二十四 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「二十五 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「二十六 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「二十七 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「二十八 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「二十九 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「三十 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「三十一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「三十二 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「三十三 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「三十四 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「三十五 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「三十六 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「三十七 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「三十八 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「三十九 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「四十 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「四十一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「四十二 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「四十三 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「四十四 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「四十五 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「四十六 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「四十七 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「四十八 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「四十九 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「五十 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「五十一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「五十二 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「五十三 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「五十四 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「五十五 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「五十六 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「五十七 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「五十八 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「五十九 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「六十 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「六十一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「六十二 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「六十三 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「六十四 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「六十五 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「六十六 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「六十七 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「六十八 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「六十九 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「七十 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「七十一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「七十二 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「七十三 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「七十四 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「七十五 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「七十六 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「七十七 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「七十八 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「七十九 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「八十 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「八十一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「八十二 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「八十三 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「八十四 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「八十五 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「八十六 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「八十七 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「八十八 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「八十九 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「九十 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「九十一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「九十二 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「九十三 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「九十四 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「九十五 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「九十六 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「九十七 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「九十八 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「九十九 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」
「一百 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者」

から当該始期に達する日の前日までの間にあるものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 舩添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

医療法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年二月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三十六号

医療法施行令の一部を改正する政令

内閣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の六第一項及び第七十一条の六の規定に基づき、この政令を制定する。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔政 令〕

- 地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令(四七)
- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(四八)
- 放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(四九)
- 放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(五〇)
- 保健師助産師看護師法施行令及び薬剤師法施行令の一部を改正する政令(五一)
- 薬事法関係手数料令の一部を改正する政令(五二)
- 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令等の一部を改正する政令(五三)
- 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(五四)

〔省 令〕

- 自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令(五五)
- 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の一部を改正する政令(五六)
- 公職選挙法施行規則の一部を改正する省令(総務二六)
- 会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令(法務一二)
- 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令(厚生労働三八)
- 予防接種実施規則の一部を改正する省令(同三九)
- 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令(農林水産一四)
- 経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令(経済産業一二)
- 弁理士法施行規則の一部を改正する省令(同一四)

〔告 示〕

- 平成十七年農林水産省告示第四百七十七号等の一部を改正する等の告示(農林水産四一〇)
- 経済産業省企業活動基本調査規則に基づき企業活動基本調査票の様式を定める件(経済産業四二)
- 気象庁予報警報規程の一部を改正する件(気象庁四)
- 都市計画に関する件(東北地方整備局五五〇六〇)

- 道路に関する件(同六一〇六三)
- 都市計画に関する件(関東地方整備局一二五〇一三三)
- 都市計画に関する件(北陸地方整備局四一)
- 道路に関する件(同四二、四三)
- 道路に関する件(中部地方整備局三〇〇三二)
- 宅地建物取引業法第六十九条第一項の規定に基づく聴聞を行う件(中国地方整備局二八、二九)
- 道路に関する件(九州地方整備局四七、四八)
- 道路に関する件(北海道開発局一七、一八)

〔資 料〕

- 国庫歳入歳出状況(平成十九年度平成二十年一月分)(財務省)

〔公 告〕

- 諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
住宅型式性能認定関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された
法令のあらまし

- ◇地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第四七号)(総務省)
- 1 地方財政再建促進特別措置法施行令における地方公共団体による国等への寄附金等の支出の制限について、住民に対する医療の提供に関する寄附金等の支出を認めることとする等、所要の見直しを行うこととした。(地方財政再建促進特別措置法施行令第二二条の三関係)
- 2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令における地方公共団体による国等への寄附金等の支出の制限について、住民に対する医療の提供に関する寄附金等の支出を認めることとする等、所要の見直しを行うこととした。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令附則第四条関係)
- 3 この政令は、公布の日から施行することとした。
- ◇地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(政令第四八号)(総務省)
- 1 戸籍法の一部を改正する法律(平成十九年法律第三五号)の施行に伴い、戸籍に関する事務について徴収する地方公共団体の手数料の標準を定めていた規定の整理を行うこととした。
- 2 この政令は、平成二〇年五月一日から施行することとした。
- ◇放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第四九号)(総務省)
- 放送法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第一三六号)の施行期日及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二〇年四月一日とすることとした。

○厚生労働省令第三十九号
予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十條の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年三月十九日

厚生労働大臣 舩橋 要一

予防接種実施規則の一部を改正する省令
予防接種実施規則(昭和二十三年厚生省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第九條中「百日せき及び」を「又は」に、「三週間から八週間まで」を「二十日から五十六日まで」に改め、「皮下」を「注射するか、又は」に改め、沈降シテリア破傷風混合トキソイドを二十日から五十六日までの間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルを「ミリリットル」に改め、同条に次の五項を加える。

2 百日せきの第一期の予防接種の初回接種は、沈降シテリア破傷風混合トキソイドを三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

3 シフテリア、百日せき及び破傷風について同時に第一期の予防接種の初回接種は、沈降シテリア破傷風混合トキソイドを三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

4 シフテリア及び破傷風について同時に第一期の予防接種の初回接種は、沈降シテリア破傷風混合トキソイドを三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

5 シフテリア及び百日せきについて又は百日せき及び破傷風について同時に第一期の予防接種の初回接種は、沈降シテリア破傷風混合トキソイドを三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

6 前各項の規定に基づき第一期に規定する間隔をおいている間に、明らかに発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていることにより、第六條の規定に基づき予防接種を受けることが適当でないとき、当該者が予防接種法施行令(昭和二十三年政令第百九十七号)第一條の二の表シフテリア若しくは破傷風の項の定期の予防接種の対象者欄第一号に規定するもの又は百日せきの定期の予防接種の対象者であつて当該事由が消滅した後速やかに

接種したときは、前各項の規定による第一項に規定する間隔をおいたものとみなす。
第十條中「百日せき及び」を「又は」に改め、「ワクチン」の下に「又は沈降シフテリア破傷風混合トキソイドを、百日せきの第一期の予防接種の追加接種は、沈降シテリア破傷風混合トキソイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。」を加え、「ミリリットル」を「ミリリットル」に改め、同条に次の二項を加える。

2 シフテリア、百日せき及び破傷風について同時に第一期の予防接種の追加接種は、前項に規定する間隔をおいて、沈降シテリア破傷風混合トキソイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 シフテリア及び破傷風について同時に第一期の予防接種の追加接種は、沈降シテリア破傷風混合トキソイド又は沈降シフテリア破傷風混合トキソイドを、シフテリア及び百日せきについて又は百日せき及び破傷風について同時に第一期の予防接種の追加接種は、沈降シテリア破傷風混合トキソイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 シフテリア及び破傷風について同時に第一期の予防接種は、沈降シフテリア破傷風混合トキソイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 第二期の予防接種は、沈降シフテリア破傷風混合トキソイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 第二期の予防接種は、沈降シフテリア破傷風混合トキソイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 第二期の予防接種は、沈降シフテリア破傷風混合トキソイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 第二期の予防接種は、沈降シフテリア破傷風混合トキソイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 第二期の予防接種は、沈降シフテリア破傷風混合トキソイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

附則第二項を削る。
附則に次の二項を加える。
(麻しん及び風しんの第三期予防接種)
第二條 予防接種法施行令附則第二項において読み替へて適用する予防接種法施行令第一條の二第一項(以下「読み替後の令第一條の二第一項」という。)の規定による麻しんの第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 読み替後の令第一條の二第一項の規定による麻しんの第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 読み替後の令第一條の二第二項の規定による麻しん及び風しんについて同時に第一期の第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 読み替後の令第一條の二第二項の規定による麻しん及び風しんについて同時に第一期の第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 読み替後の令第一條の二第二項の規定による麻しん及び風しんについて同時に第一期の第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 読み替後の令第一條の二第二項の規定による麻しん及び風しんについて同時に第一期の第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 読み替後の令第一條の二第二項の規定による麻しん及び風しんについて同時に第一期の第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 読み替後の令第一條の二第二項の規定による麻しん及び風しんについて同時に第一期の第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 読み替後の令第一條の二第二項の規定による麻しん及び風しんについて同時に第一期の第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(麻しん及び風しんの第四期予防接種)
第三條 読み替後の令第一條の二第二項の規定による麻しんの第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 読み替後の令第一條の二第二項の規定による麻しんの第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 読み替後の令第一條の二第二項の規定による麻しん及び風しんについて同時に第一期の第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 読み替後の令第一條の二第二項の規定による麻しん及び風しんについて同時に第一期の第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 読み替後の令第一條の二第二項の規定による麻しん及び風しんについて同時に第一期の第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 読み替後の令第一條の二第二項の規定による麻しん及び風しんについて同時に第一期の第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 読み替後の令第一條の二第二項の規定による麻しん及び風しんについて同時に第一期の第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 読み替後の令第一條の二第二項の規定による麻しん及び風しんについて同時に第一期の第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 読み替後の令第一條の二第二項の規定による麻しん及び風しんについて同時に第一期の第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

予防接種実施規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）

（傍線の部分は改正部分）

現 行	改 正 前
第二章 ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種 （第一期予防接種の初回接種） 第九条 ジフテリア又は破傷風の第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを二十日から五十六日までの間隔において三回皮下に注射するか、又は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを二十日から五十六日までの間隔において二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。 2 百日せきの第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを前項に規定する間隔において三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。 3 ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを第一項に規定する間隔において三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。 4 ジフテリア及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを第一項に規定する間隔において三回皮下に注射するか、又は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを同項に規定する間隔において二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。 5 ジフテリア及び百日せきについて又は百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを第一項に規定する間隔において三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。	第二章 ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種 （第一期予防接種の初回接種） 第九条 ジフテリア、百日せき及び破傷風の第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを三週間から八週間までの間隔において三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

6 前各項の規定に基づき第一項に規定する間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていることにより、第六条の規定に基づき予防接種を受けることが適当でないとされた者については、当該者が予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）第一条の二の表ジフテリア若しくは破傷風の項の定期の予防接種の対象者欄第一号に規定するもの又は百日せきの定期の予防接種の対象者であつて当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、前各項の規定による第一項に規定する間隔をおいたものとみなす。

（第一期予防接種の追加接種）

第十条 ジフテリア又は破傷風の第一期の予防接種の追加接種は、前条の初回接種終了後六月以上の間隔をおいて、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキシノイドを、百日せきの第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、前項に規定する間隔をおいて、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 ジフテリア及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキシノイドを、ジフテリア及び百日せきについて又は百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

（第二期予防接種）

第十一条 ジフテリア又は破傷風の第二期の予防接種は、沈降ジフテリア破傷風混合トキシノイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・一ミリリットルとする。

2 ジフテリア及び破傷風について同時に行う第二期の予防接種は

（第一期予防接種の追加接種）

第十条 ジフテリア、百日せき及び破傷風の第一期の予防接種の追加接種は、前条の初回接種終了後六月以上の間隔をおいて、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

（第二期予防接種）

第十一条 ジフテリア及び破傷風の第二期の予防接種は、沈降ジフテリア破傷風混合トキシノイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・一ミリリットルとする。

、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・一ミリリットルとする。

第三章 急性灰白髄炎の予防接種

(接種の方法)

第十二条 急性灰白髄炎の定期の予防接種は、三価混合の経口生ポリオワクチンを四十一日以上の間隔を置いて二回経口投与するものとし、接種量は、毎回〇・〇五ミリリットルとする。

第四章 麻しん及び風しんの予防接種

(第一期予防接種)

第十三条 麻しんの第一期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 風しんの第一期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 (略)

(第二期予防接種)

第十四条 麻しんの第二期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 風しんの第二期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 (略)

第五章 日本脳炎の予防接種

(第一期予防接種)

第十五条 日本脳炎の第一期の予防接種の初回接種は、日本脳炎ワクチンを六日から二十八日までの間隔を置いて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、接種量は、三歳未満の者にあつては〇・二五ミリリットルとする。

第三章 急性灰白髄炎の予防接種

(接種の方法)

第十二条 急性灰白髄炎の定期の予防接種は、三価混合の経口生ポリオワクチンを六週間以上の間隔を置いて二回経口投与するものとし、接種量は、毎回〇・〇五ミリリットルとする。

第四章 麻しん及び風しんの予防接種

(第一期予防接種)

第十三条 麻しんの第一期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 風しんの第一期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 (略)

(第二期予防接種)

第十四条 麻しんの第二期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 風しんの第二期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 (略)

第五章 日本脳炎の予防接種

(第一期予防接種)

第十五条 日本脳炎の第一期の予防接種の初回接種は、日本脳炎ワクチンを一週間から四週間までの間隔を置いて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、接種量は、三歳未満の者にあつては〇・二五ミリリットルとする。

る。

2 (略)

3| 第一項の規定に基づき接種の間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていることにより、第六条の規定に基づき予防接種を受けることが適当でないとされた者については、当該者が予防接種法施行令第一条の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者欄第一号に規定する者であつて当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、第一項の規定による接種の間隔をおいたものとみなす。

(接種の方法)

第十七条 インフルエンザの定期の予防接種は、インフルエンザHAワクチンを毎年度一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(削除)

(麻しん及び風しんの第三期予防接種)

第二条 予防接種法施行令附則第二項において読み替えて適用する予防接種法施行令第一条の二第二項(以下「読替え後の令第一条の二第二項」という。)の規定による麻しんの第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2| 読替え後の令第一条の二第二項の規定による風しんの第三期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風

る。

2 (略)

(接種の方法)

第十七条 インフルエンザの定期の予防接種は、インフルエンザHAワクチンを毎年度一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

附 則

1| この省令は、公布の日から施行する。

2| 昭和二十三年十一月厚生省告示第九十五号(痘そう、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、発しんチフス及びコレラの予防接種施行心得)、百日せき予防接種施行心得(昭和二十五年二月厚生省告示第三十八号)及びインフルエンザ予防接種施行心得(昭和二十八年五月厚生省告示第百六十五号)は、廃止する。

しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 | 読替え後の令第一条の二第一項の規定による麻しん及び風しんについて同時に行う第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(麻しん及び風しんの第四期予防接種)

第三条 読替え後の令第一条の二第一項の規定による麻しんの第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 | 読替え後の令第一条の二第一項の規定による風しんの第四期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 | 読替え後の令第一条の二第一項の規定による麻しん及び風しんについて同時に行う第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

事 務 連 絡
平成20年3月24日

社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

定期の予防接種の実施についての一部改正について

予防接種行政につきましては、日頃よりご理解、御協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添平成20年3月21日付け健発第0321008号厚生労働省健康局長通知（「定期の予防接種の実施について」の一部改正について）を各都道府県衛生主管部（局）長あて送付し、関係者への周知等について依頼しておりますので、参考までに送付いたします。

つきましては、都道府県医師会及び貴会会員への周知について、特段のご配慮方よろしく願います。



健発第0321008号

平成20年3月21日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

「定期の予防接種の実施について」の一部改正について

「予防接種法施行規則の一部を改正する省令」（平成19年厚生労働省令第158号）、「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年厚生労働省告示第442号）、「予防接種法施行令の一部を改正する政令」（平成20年政令第35号）及び「予防接種実施規則の一部を改正する省令」（平成20年厚生労働省令第39号）の施行に伴い、「定期の予防接種の実施について」（平成17年1月27日付け健発第0127005号厚生労働省健康局長通知）の別紙「定期の予防接種実施要領」を別添のように改正し、平成20年4月1日から適用する。

別 添

定期(一類疾病)の予防接種実施要領

第1 総論

1 予防接種台帳

市区町村長は、予防接種の対象者について、あらかじめ住民基本台帳その他の法令に基づく適法な居住の事実を証する資料に基づき様式第一の予防接種台帳を作成し、文書管理規程等に従い適正に管理・保存すること。

なお、予防接種台帳の保存は、5年間とすること。

2 対象者等に対する周知

(1) 一類疾病に係る定期の予防接種を行う際は、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定による公告を行い、同令第6条の規定により予防接種の対象者の保護者(以下「保護者」という。)に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項が十分周知されること。その周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。

(2) 保護者に対する周知を行う際は、母子健康手帳の持参、費用等も併せて周知すること。

なお、麻しん及び風しんの第3期、第4期の対象者については、母子健康手帳の持参は必ずしも求めるものではないが、接種を受けた記録を本人が確認できるような措置を講じること。

(3) また、近年、予防接種の対象者に外国籍の児が増えていることから、英文等による周知等に努めること。

(4) 麻しんについて「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)に基づき、予防接種を受けやすい環境を整え、接種率の向上を図ること。

(5) 麻しん及び風しんの予防接種においては、対象者の年齢により、行動範囲や生活様式が大きく異なるため、行動が自立している第3期、第4期の対象者については、接種に係る本人及び保護者の負担を軽減できるよう配慮すること。

3 予防接種実施状況の把握

(1) 既接種者及び未接種者の確認

予防接種台帳等の活用により、予防接種実施計画で設定した接種予定時期を前提として、接種時期に応じた既接種者及び未接種者の数を早期の内に確認し、管内における予防接種実施状況についての的確に把握すること。

(2) 未接種者への再度の接種勧奨

実施通知における実施時期を過ぎてもなお、接種を行っていない未接種者については、疾病罹患予防の重要性、当該予防接種の有効性、発生しうる副反応及び接種対象

である期間について改めて周知したうえで、本人及び保護者への個別通知等を活用して、引き続き接種勧奨を行うこと。

(3) 定期的な健診の機会を利用した接種状況の確認

母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する健康診査（1歳6か月児健康診査）及び学校保健法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断（就学時の健康診断）の機会を捉え、市区町村長は、予防接種の対象となっている乳幼児の接種状況について、保健所又は教育委員会と積極的に連携することにより、その状況を把握し、未接種者に対しては、引き続き接種勧奨を行うこと。

4 予防接種に関する周知

市区町村長は、予防接種制度の概要、予防接種の効果及び副反応その他接種に関する注意事項等について、十分な周知を図ること。特に、麻しん及び風しんの第3期、第4期の女性への予防接種については、妊娠中の予防接種は不適当事項であること及び接種後2か月間は妊娠を避けるべき旨を必ず説明すること。

5 接種の場所

予防接種については、適正かつ円滑な予防接種制度の施行のため、市区町村長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則とすること。ただし、予防接種の実施に適した施設において集団を対象にして行う集団接種によることも差し支えない。この場合においては、「13 集団接種の際の注意事項」に留意すること。

なお、市区町村長は、学校等施設を利用して予防接種を行う場合は、市区町村教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り実施する必要があること。

6 接種液

(1) 接種液の使用に当たっては、標示された接種液の種類、有効期限であること及び異常な混濁、着色、異物の混入その他の異常がない旨を確認すること。

(2) 接種液の貯蔵は、生物学的製剤基準の定めるところによるほか、所定の温度が保たれていることを温度計によって確認できる冷蔵庫等を使用する方法によること。

また、経口生ポリオワクチンは、ディープフリーザー中に保存し、所定の貯蔵条件（-20以下）を維持すること。沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、破傷風混合トキソイド及び日本脳炎ワクチンにあっては、凍結しないように留意すること。

7 予防接種の実施計画

(1) 予防接種の実施計画の策定については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 実施計画の策定に当たっては、地域医師会等の医療関係団体と十分協議するものとし、個々の予防接種が時間的余裕をもって行われるよう計画を策定すること。

イ 接種医療機関において、予防接種の対象者が他の患者から感染を受けることのないよう、十分配慮すること。

ウ 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者（ア）から（カ）までに掲げる者をいう。以下同じ。）について、接種を行うことができるか否かに疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、予防接種に関する相談に応じ、専門性の高い医療機関を紹介する等、一般的な対処方法等について、あらかじめ決定しておくこと。

（ア） 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

（イ） 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

（ウ） 過去にけいれんの既往のある者

（エ） 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

（オ） 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

（カ） 結核に係る予防接種にあっては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

（２）市区町村長は、予防接種の実施に当たっては、あらかじめ、予防接種を行う医師に対し実施計画の概要、予防接種の種類、接種対象者等について説明すること。

（３）接種医療機関及び接種施設には、予防接種直後の即時性全身反応等の発生に対応するために必要な薬品及び用具等を備えておくこと。

8 対象者の確認

接種前に、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、予防接種の対象者であることを慎重に確認すること。

9 予診票

（１）予防接種の実施に際しては、乳幼児・小学生が接種対象となっているジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎又は結核の予防接種については、様式第二予防接種予診票（乳幼児・小学生対象）を、麻しん及び風しんの第３期、第４期の予防接種のうち、接種を受ける者に保護者が同伴する場合及び接種を受ける者が既婚者の場合については、様式第三麻しん風しん予防接種予診票（第３期・第４期対象：保護者が同伴する場合、受ける人が既婚の場合）を、接種を受ける者に保護者が同伴しない場合については様式第四麻しん風しん予防接種予診票（第３期・第４期対象：保護者が同伴しない場合）（以下「様式第四予診票」という。）を参考にして予診票を作成すること。

なお、予診票については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により予防接種の実施に際して混同を来さないよう配慮すること。

（２）作成した予診票については、あらかじめ保護者に配付し、各項目について記入するよう求めること。

（３）市区町村長は、接種後に予診票を回収し、文書管理規程等に従い適正に管理・保存すること。

なお、予診票は、予防接種実施後 5 年間保存すること。

- (4) 麻しん及び風しんの第 3 期、第 4 期の予防接種における接種対象者のうち、女性に関しては、予診票中に、妊娠の事実あるいは可能性に関する質問事項を作成すること。

10 予診並びに予防接種不適合者及び予防接種要注意者

- (1) 接種医療機関及び接種施設において、問診、検温、視診、聴診等の診察を接種前にいき、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べること（以下「予診」という。）。

- (2) 個別接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。

ただし、麻しん及び風しんの第 3 期、第 4 期の予防接種において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答に関する本人への問診を通じ、診察等を実施したうえで、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、麻しん及び風しんの第 4 期の予防接種のうち、被接種者が既婚者である場合は、この限りではない。

- (3) 乳幼児に対して予防接種を行う場合は、保護者に対し、接種前に母子健康手帳の提示を求めること。
- (4) 予診の結果、異常が認められ、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 6 条に規定する者に該当する疑義のある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること。
- (5) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。
- (6) 麻しん及び風しんの第 3 期、第 4 期の予防接種対象者のうち、女性への接種に際しては、予防接種の不適合者（特に、妊娠している者等）であるか否かに注意することから、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮すること。

11 予防接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い予防接種実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

ただし、麻しん及び風しんの第 3 期、第 4 期の予防接種において、保護者が接種の場

に同伴しない場合には、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る主な副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度についての説明を事前に理解する必要があるため、様式第四予診票を参考に、説明に関する情報を含有している予診票を作成したうえで、事前に保護者に配布し、保護者がその内容に関する適切な説明を理解したこと及び予防接種の実施に同意することを当該予診票により確認できた場合に限り接種を行うものとする。

なお、麻しん及び風しんの第4期の予防接種のうち、被接種者が既婚者である場合は、被接種者本人の同意にて足りるものとする。

12 接種時の注意

(1) 予防接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 予防接種に従事する者は、手指を消毒すること。

イ 接種液の使用に当たっては、有効期限内のものを均質にして使用すること。

ウ バイアル入りの接種液は、栓及びその周囲をアルコール消毒した後、栓を取り外さないで吸引すること。ただし、経口生ポリオワクチンにあっては、栓を取り外し、直接バイアルから一人分ずつ経口投与器具に取り、接種すること。

エ 接種液が入っているアンプルを開口するときは、開口する部分をあらかじめアルコール消毒すること。

オ ポリオ及び結核以外の疾病に係る予防接種にあっては、原則として上腕伸側に皮下接種により行う。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。

カ 結核に係る予防接種にあっては、接種前に接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては接種部位の皮膚を緊張させ、ワクチンの懸濁液を上腕外側のほぼ中央部に滴下塗布し、9本針植付けの経皮用接種針（管針）を接種皮膚面に対してほぼ垂直に保ちこれを強く圧して行うこと。接種数は2箇所とし、管針の円跡は相互に接するものとする。

キ 接種用具等の消毒薬は、十分な濃度のものを使用すること。

(2) 被接種者及び保護者に対して、次に掲げる事項を要請すること。

ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意し、又は注意させること。

イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受け、又は受けさせること。

ウ 保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに当該予防接種を行った市区町村担当部局に連絡すること。

13 集団接種の際の注意事項

(1) 実施計画の策定

予防接種の実施計画の策定に当たっては、予防接種を受けることが適当でない者を確実に把握するため、特に十分な予診の時間を確保できるよう留意すること。

(2) 接種会場

ア 冷蔵庫等の接種液の貯蔵設備を有するか、又は接種液の貯蔵場所から短時間で搬入できる位置にあること。

イ 二種類以上の予防接種を同時に行う場合は、それぞれの予防接種の場所が明瞭に区別され、適正な実施が確保されるよう配慮すること。

(3) 接種用具等の整備

ア 接種用具等、特に注射針、経口投与器具、体温計等多数必要とするものは、市区町村が準備しておくこと。

イ 注射器は、2 cc 以下のものを使用すること。

ウ 接種用具等を滅菌する場合は、煮沸以外の方法によること。

(4) 予防接種の実施に従事する者

ア 予防接種を行う際は、予診を行う医師 1 名及び接種を行う医師 1 名を中心とし、これに看護師、保健師等の補助者 2 名以上及び事務従事者若干名を配して班を編制し、各班員が行う業務の範囲をあらかじめ明確に定めておくこと。

イ 班の中心となる医師は、あらかじめ班員の分担する業務について必要な指示及び注意を行い、各班員はこれを遵守すること。

(5) 安全基準の遵守

市区町村長は、医療機関以外での予防接種の実施においては、被接種者に副反応が起こった際に応急対応が可能なように下記における安全基準を確実に遵守すること。

ア 経過観察措置

市区町村長は、予防接種が終了した後に、短時間のうちに、被接種者の体調に異変が起きても、その場で応急治療等の迅速な対応ができるよう、接種が終わった者の身体を落ち着かせ、本人、接種に関わった医療従事者又は実施市区町村の職員が接種が終わった者の身体の状態を観察できるように、接種後ある程度の時間は接種会場に止まらせること。

イ 応急治療措置

市区町村長は、予防接種後、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応が見られたとしても、応急治療ができるよう、救急処置物品（血圧計、静脈路確保用品、輸液、エピネフリン・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液、喉頭鏡、気管チューブ、蘇生バッグ等）を準備すること。

ウ 救急搬送措置

市区町村長は、被接種者に重篤な副反応が見られた場合、速やかに医療機関における適切な治療が受けられるよう、医療機関への搬送手段を確保するため、市区町村にて保有する車両を活用すること又は、事前に緊急車両を保有する消防署及び近隣医療機関等と接種実施日等に関して、情報共有し、連携を図ること。

(6) 保護者の同伴要件

集団接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。

ただし、麻しん及び風しんの第 3 期、第 4 期の予防接種において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適当者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答内容に関する本人への問診を通じ、診察等を実施したうえで、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適当要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、麻しん及び風しんの第４期の予防接種のうち、被接種者が既婚者である場合は、この限りではない。

(7) 予防接種を受けることが適当でない状態の者への注意事項

予診を行う際は、接種場所に予防接種を受けることが適当でない状態等の注意事項を掲示し、又は印刷物を配付して、保護者等から予防接種の対象者の健康状態、既往症等の申出をさせる等の措置をとり、接種を受けることが不適当な者の発見を確実にすること。

(8) 女性に対する接種の注意事項

麻しん及び風しんの第３期、第４期の予防接種対象者のうち、女性への接種に際しては、予防接種の不適当者（特に、妊娠している者等）であるか否かに注意する必要があることから、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮すること。

14 予防接種に関する記録及び予防接種済証の交付

- (1) 予防接種を行った際は、予防接種法施行規則（昭和２３年厚生省令第３６号）に定める様式による予防接種済証を交付すること。
- (2) 予防接種を行った際、母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、(1) に代え母子健康手帳に予防接種の種類、接種年月日その他の証明すべき事項を記載すること。

15 副反応の報告

- (1) 市区町村長は、あらかじめ様式第五の予防接種後副反応報告書（（２）から（４）までにおいて「報告書」という。）及び別表の予防接種後副反応報告書報告基準を管内の医療機関に配布し、医師が予防接種後の副反応を診断した場合に、保護者の同意を得て、直ちに当該被接種者が予防接種を受けた際の居住区域を管轄する市区町村長へ報告するよう協力を求めること。
- (2) 市区町村長は、医師から副反応の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て、報告書を都道府県知事に提出すること。
- (3) 市区町村長は、保護者から報告書により副反応の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て、報告書を都道府県知事に提出すること。
- (4) 市区町村長は、(2)、(3)において、受けた報告が、報告書中の予後欄にお

ける、「１ 死亡」、「２ 重篤（死亡の危険あり）」、「３ 入院」に該当する場合は、都道府県知事への提出とは別に、報告書の写しを厚生労働大臣あてに直ちに提出すること。

（５）都道府県知事は、市区町村長から副反応の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て厚生労働大臣あてに報告書の写しを提出すること。

（６）厚生労働大臣が報告事項に関して検討を加えた結果については、都道府県知事を通じて市区町村長あて通知することがあるので、この場合においては、市区町村長は、管内の関係機関への周知を図ること。

（７）（１）から（５）までにおいて、保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項をそれぞれ報告すること。

16 予防接種の実施の報告

（１）市区町村長は、結核を除く一類疾病に係る予防接種を行ったときは、予防接種法施行令第７条の規定による報告を「地域保健・老人保健事業報告」（厚生労働省大臣官房統計情報部作成）の作成要領に従って行うこと。

（２）市区町村長は、結核に係る予防接種を行ったときは、予防接種法施行規則第３条の規定に基づき、市区町村の名称及び実施年月日並びに予防接種を受けた者の数を翌月１０日までに都道府県知事に報告すること。

17 都道府県の麻しん対策の会議への報告

「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成１９年厚生労働省告示第４４２号）に基づき、都道府県知事は、管内市区町村長と連携し、管内における麻しんの予防接種実施状況等を適宜把握し、都道府県を単位として設置される麻しん対策の会議に速やかに報告すること。

18 他の予防接種との関係

（１）三価混合の経口生ポリオワクチン、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン又は、経皮接種用乾燥ＢＣＧワクチンを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、２７日以上置くこと。沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、日本脳炎ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、６日以上置くこと。

（２）二種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種（混合ワクチンを使用する場合を除く。）は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができること。

第２ 各論

1 ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種

（１）ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第１期の予防接種は、沈降

精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用し、初回接種については生後３月に達した時から生後１２月に達するまでの期間を標準的な接種期間として２０日から５６日までの間隔を置いて３回、追加接種については初回接種終了後１２月に達した時から１８月に達するまでの期間を標準的な接種期間として１回行うこと。

- (２) ジフテリア及び百日せきについて同時に行う第１期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用し、初回接種については生後３月に達した時から生後１２月に達するまでの期間を標準的な接種期間として２０日から５６日までの間隔を置いて３回、追加接種については初回接種終了後１２月に達した時から１８月に達するまでの期間を標準的な接種期間として１回行うこと。

- (３) 百日せき及び破傷風について同時に行う第１期の予防接種は(２)と同様とすること。

- (４) ジフテリア及び破傷風について同時に行う第１期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用した時は、初回接種については生後３月に達した時から生後１２月に達するまでの期間を標準的な接種期間として２０日から５６日までの間隔を置いて３回、追加接種については初回接種終了後１２月に達した時から１８月に達するまでの期間を標準的な接種期間として１回行うこと。

また、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用した時は、初回接種については生後３月に達した時から生後１２月に達するまでの期間を標準的な接種期間として２０日から５６日までの間隔を置いて２回、追加接種については初回接種終了後１２月に達した時から１８月に達するまでの期間を標準的な接種期間として１回行うこと。

- (５) ジフテリアの第１期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用した時は、初回接種については生後３月に達した時から生後１２月に達するまでの期間を標準的な接種期間として２０日から５６日までの間隔を置いて３回、追加接種については初回接種終了後１２月に達した時から１８月に達するまでの期間を標準的な接種期間として１回行うこと。

また、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用した時は、初回接種については生後３月に達した時から生後１２月に達するまでの期間を標準的な接種期間として２０日から５６日までの間隔を置いて２回、追加接種については初回接種終了後１２月に達した時から１８月に達するまでの期間を標準的な接種期間として１回行うこと。

- (６) 破傷風の第１期の予防接種は(５)と同様とすること。

- (７) 百日せきの第１期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用し、初回接種については生後３月に達した時から生後１２月に達するまでの期間を標準的な接種期間として２０日から５６日までの間隔を置いて３回、追加接種については初回接種終了後１２月に達した時から１８月に達するまでの期間を標準的な接種期間として１回行うこと。

- (８) 第１期の予防接種の初回接種においては、沈降精製ジフテリア百日せき破傷風混合ワクチンと沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドのいずれも使用することが可能な場合であっても、同一種類のワクチンを必要回数接種すること。

- (9) 第 1 期の予防接種の初回接種においては、発熱等の予防接種不適當要因により、20 日から 56 日までの間隔で、接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、予防接種法施行令で定める接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を越えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。
- (10) ジフテリア及び破傷風について同時に行う第 2 期の予防接種は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用し、11 歳に達した時から 12 歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として 1 回行うこと。
- (11) ジフテリア又は破傷風の第 2 期の予防接種は、(10) と同様とすること。
- (12) ジフテリア、百日せき又は破傷風のいずれかの既罹患患者においては、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種のために既罹患疾病に対応するワクチン成分を含有する混合ワクチンを使用することを可能とする。
- ただし、第 2 期の予防接種に使用するワクチンは沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドのみとする。

2 急性灰白髄炎の予防接種

(1) 対象者

急性灰白髄炎の予防接種は、生後 3 月に達した時から生後 18 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として 41 日以上の間隔を置いて 2 回行うこと。

(2) 接種液の用法

経口生ポリオワクチンは、室温で融解した後、よく振って混和させること。融解後にウイルス力価が急速に低下することから、速やかに接種すること。

(3) 接種液の輸送

ア 経口生ポリオワクチンの輸送には、ドライアイスを入れたアイスボックス又はジャーを用いること。

イ 融解した経口生ポリオワクチンを輸送する場合は、所定の貯蔵条件を維持すること。

(4) 接種方法

ア 経口生ポリオワクチンの接種は、融解した経口生ポリオワクチン 0.05 ミリリットルを消毒済みの経口投与器具で直接口腔内に注入して接種させること。

イ 投与直後に接種液の大半を吐き出した場合は、改めて 0.05 ミリリットルを接種させること。

ウ いったん経口投与器具に取った接種液を速やかに使用しなかった場合は、廃棄すること。

(5) 接種方式

個別接種を原則とすること。この場合においては、地域内の接種を 1 月の期間内で完了すること。

(6) 接種時の注意

下痢症患者には、治癒してから投与すること。

(7) 保護者への情報提供

市区町村長は、保護者に対し、当該保護者が抗体保有率の低い年齢層（昭和50年から昭和52年までに生まれた者）に属する者又は予防接種の未接種者であるときは、極めてまれに家庭内感染の可能性があり及び被害救済制度に関する情報提供を行うこと。

3 麻しん又は風しんの予防接種

(1) 対象者

ア 麻しん又は風しんの第1期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者に対し、1回行うこと。この場合においては、早期の接種機会を確保すること。

イ 麻しん又は風しんの第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（小学校就学前の1年間にある者）に対し、1回行うこと。

ウ 麻しん又は風しんの第3期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者に対し、1回行うこと、この場合においては、4月から6月の間に接種を受けるよう促すこと。

エ 麻しん又は風しんの第4期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者に対し、1回行うこと、この場合においては、4月から6月の間に接種を受けるよう促すこと。

(2) 混合ワクチンの使用

麻しん及び風しんの第1期、第2期、第3期又は第4期の予防接種において、麻しん及び風しんの予防接種を同時に行う場合は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを使用すること。

(3) 接種液の用法

乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン及び乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンは、溶解後にウイルス力価が急速に低下することから、溶解後速やかに接種すること。

(4) 一部の疾病に既罹患である場合の混合ワクチン接種

麻しん又は風しんの既罹患患者においては、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種のために既罹患疾病に対応するワクチン成分を含有する混合ワクチンを使用することを可能とする。

4 日本脳炎の予防接種

(1) 日本脳炎の第1期の予防接種は、初回接種については3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として6日から28日までの間隔を置いて2回

、追加接種については4歳に達した時から5歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

(2) 第2期の予防接種は、9歳に達した時から10歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

(3) 第1期の初回接種においては、発熱等の予防接種不适当要因により、6日から28日までの間隔で、接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、予防接種法施行令で定める接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を越えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。

5 結核の予防接種

(1) コッホ現象について

健常者がBCGを初めて接種した場合は、接種後10日頃に針痕部位に発赤が生じ、接種後1月から2月までの頃に化膿巣が出現する。

一方、結核既感染者にあっては、接種後10日以内に接種局所の発赤・腫脹及び針痕部位の化膿等を来し、通常2週間から4週間後に消炎、瘢痕化し、治癒する一連の反応が起こることがあり、これをコッホ現象という。これは、BCG再接種において見られる反応と同一の性質のものが結核感染後の接種において比較的強く出現したものである。

(2) コッホ現象出現時の対応

ア 保護者に対する周知

市区町村は、予防接種の実施に当たって、コッホ現象に関する情報提供及び説明を行い、次の事項を保護者に周知しておくこと。

(ア) コッホ現象と思われる反応が被接種者に見られた場合は、速やかに接種医療機関を受診させること。

(イ) コッホ現象が出現した場合は、接種局所を清潔に保つ以外の特別の処置は不要である。反応が起こってから糜爛(びらん)や潰瘍が消退するまでの経過が概ね4週間を超える等治癒が遷延する場合は、混合感染の可能性もあることから、接種医療機関を受診させること。

イ 市区町村長におけるコッホ現象事例報告書の取り扱い

市区町村長は、あらかじめ様式第六のコッホ現象事例報告書を管内の医療機関に配布し、医師がコッホ現象を診断した場合に、保護者の同意を得て、直ちに当該被接種者が予防接種を受けた際の居住区域を管轄する市区町村長へ報告するよう協力を求めること。

また、市区町村長は、医師からコッホ現象の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て、コッホ現象事例報告書を都道府県知事に提出すること。

ウ 都道府県知事のコッホ現象事例報告書の取り扱い

都道府県知事は、市区町村長からコッホ現象の報告を受けた場合は、厚生労働大臣あてにコッホ現象事例報告書の写し(個人情報に係る部分を除く。)を提出すること。

エ コッホ現象事例報告書等における個人情報の取り扱い

イにおいて、保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項をそれぞれ報告及び提出すること。

(3) 副反応報告の提出

コッホ現象は、通常、様式第五の別表に定める副反応の報告基準に該当しないので、副反応報告は不要であること。ただし、接種局所の変化の経過が遷延し、接種後4週間以上にわたって湿潤する場合は、第1の15に定めるところにより、「接種局所の膿瘍」として副反応報告の必要があるので留意すること。

予防接種台帳

様式第一

No.		町・字					予防接種実施者名			都道府県			保健所 市町村		
番 号	予 防 接 種 対 象 者 名 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所	保 護 者 氏 名	予 防 接 種									備 考
						(1)			(1)			(1)			
						年 月 日 (2)	医 師 名 (3)	摘 要 (4)	年 月 日 (2)	医 師 名 (3)	摘 要 (4)	年 月 日 (2)	医 師 名 (3)	摘 要 (4)	

台帳作成及び記載上の注意

- 1 用紙は大型のものをを用いること。
- 2 「予防接種」の欄には、小欄を多く設け、数回の予防接種に使用し得るようにしておくこと。
- 3 予防接種対象者の記載は、町・字ごとに行って「町・字名」の欄に当該町・字名を記載するとともに、「住所」の欄に簡略に記載すること。
- 4 「予防接種」欄には、予防接種が2回又は3回の接種により行われるときは、その1回ごとに記載するものとし、(1)欄には予防接種の種類、定期臨時の別等を、(2)欄には当該予防接種を行った年月日を、(3)欄には接種を行った医師の氏名を、(4)欄には接種液の名称、接種量等を記載すること。
- 5 実費徴収の徴収基準による区分、予防接種済証の交付等については備考欄にその旨を記載しておくこと。
- 6 予防接種を受けることが適当でない者、事故により予防接種を受けることが出来なかった者等については、それぞれ予防接種を行わなかった理由を備考欄に記載しておくこと。
- 7 それぞれの予防接種に用いた接種液については、その製造者及び製造所の名称、製造及び検定の年月日並びに製造番号を備考欄に記載しておくこと。

[予防疫種予診票 (乳幼児・小学生対象)]

		診察前の体温		度		分
住 所						
受ける人の氏名		男 女	生 年 月 日	平成	年	月 日生
保 護 者 の 氏 名				(満 歳 カ月)		

質 問 事 項	回 答 欄		医師記入欄
今日受ける予防疫種について市町村から配られている説明書を読みましたか	はい	いいえ	
あなたのお子さんの発育歴についておたずねします 出生体重 () g 分娩時に異常がありましたか 出生後に異常がありましたか 乳児健診で異常があるといわれたことがありますか	あった あった ある	なかった なかった ない	
今日体に具合の悪いところがありますか 具体的な症状を書いてください ()	はい	いいえ	
最近 1 カ月以内に病気にかかりましたか 病名 ()	はい	いいえ	
1 カ月以内に家族や遊び仲間に麻疹、風しん、水痘、おたふくかぜなどの病気の方が いましたか (病名)	はい	いいえ	
生まれてから今までに家族など身のまわりに結核にかかった方がいましたか	はい	いいえ	
1 カ月以内に予防疫種を受けましたか 予防疫種の種類 ()	はい	いいえ	
生まれてから今までに先天性異常、心臓、腎臓、肝臓、脳神経、免疫不全症その他の病気 にかかり、医師の診察を受けていますか 病名 ()	はい	いいえ	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防疫種を受けてよいといわれましたか	はい	いいえ	
ひきつけ (けいれん) をおこしたことがありますか () 歳頃	はい	いいえ	
そのとき熱が出ましたか	はい	いいえ	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか	はい	いいえ	
近親者に先天性免疫不全と診断されている方はいますか	はい	いいえ	
これまでに予防疫種を受けて具合が悪くなったことはありますか 予防疫種の種類 ()	ある	ない	
近親者に予防疫種を受けて具合が悪くなった人はいますか	はい	いいえ	
6 カ月以内に輸血あるいはガンマグロブリンの注射を受けましたか	はい	いいえ	
今日の予防疫種について質問がありますか	はい	いいえ	
医師記入欄 以上の問診及び診察の結果、今日の予防疫種は (実施できる・見合わせた方がよい) と判断します。 保護者に対して、予防疫種の効果、副反応及び予防疫種健康被害救済制度について、説明をしました。 医師署名又は記名押印			

医師の診察・説明を受け、予防疫種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防疫種健康被害救済制度などについて理解した上で、 接種することに (同意します・同意しません) かっこの中のどちらかを。で囲んでください。 この予診票は、予防疫種の安全性の確保を目的としています。このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。 保護者自署

使用ワクチン名	接種量	実施場所・医師名・接種年月日
ワクチン名 Lot No. (注) 有効期限が切れていないか要確認	(皮下接種) (経口投与) m l	実施場所 医 師 名 接種年月日 平 成 年 月 日

(注) ガンマグロブリンは、血液製剤の一種で、A 型肝炎などの感染症の予防目的や重症の感染症の治療目的などで注射されることがあり、この注射を 3 ～ 6 カ月以内に受けた方は、麻疹などの予防疫種の効果が十分に出ないことがあります。
B C G の予防疫種については、「規定量を B C G 用管針を用いて経皮接種」等と記載すること。
ポリオの予防疫種については、「規定量 0 . 0 5 m l を経口投与」等と記載すること。

麻しん風しん予防接種予診票(第3期・第4期対象:保護者が同伴する場合、受ける人が既婚の場合)

		診察前の体温		度		分
住 所						
受ける人の氏名		男 女	生 年 月 日	平成	年	月 日生
保護者の氏名				(満 歳 カ月)		

質 問 事 項	回 答 欄		医師記入欄
今日受ける予防接種について市町村から配られている説明書を読みましたか	はい	いいえ	
接種を受ける方の発育歴についておたずねします 生まれたときの体重が少なかったり、出産時、出生後、乳幼児健診などで異常があると いわれたことがありましたか	あった	なかった	
今日体に具合の悪いところがありますか 具体的な症状を書いてください()	はい	いいえ	
最近1カ月以内に病気にかかりましたか 病名()	はい	いいえ	
1カ月以内に家族や遊び仲間に麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜなどの病気の方が いましたか(病名)	はい	いいえ	
1カ月以内に予防接種を受けましたか 予防接種の種類()	はい	いいえ	
生まれてから今までに先天性異常、心臓、腎臓、肝臓、脳神経、免疫不全症その他の病気 にかかり、医師の診察を受けていますか 病名()	はい	いいえ	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいといわれましたか	はい	いいえ	
ひきつけ(けいれん)をおこしたことがありますか ()歳頃	はい	いいえ	
そのとき熱が出ましたか	はい	いいえ	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか	はい	いいえ	
近親者に先天性免疫不全と診断されている方はいますか	はい	いいえ	
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか 予防接種の種類()	ある	ない	
近親者に予防接種を受けて具合が悪くなった人はいますか	はい	いいえ	
6カ月以内に輸血あるいはガンマグロブリンの注射を受けましたか	はい	いいえ	
女性の方へ 現在妊娠している可能性(生理が予定より遅れているなど)はありますか (注)接種後2か月間は妊娠をさけることが必要です	はい	いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか	はい	いいえ	
医師記入欄 以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は(実施できる・見合わせた方がよい)と判断します。 保護者(接種を受ける者が既婚者の場合は本人)に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明を しました。 医師署名又は記名押印			

医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度などについて理解した上で、接
種することに (同意します・同意しません) かつこの中のどちらかを○で囲んでください。
この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。

保護者(接種を受ける者が既婚者の場合は本人)自署

使用ワクチン名	接種量	実施場所・医師名・接種年月日	
ワクチン名 Lot No. (注)有効期限がきれていないか確認	ml	実施場所 接種年月日	医 師 名 平成 年 月 日

(注) ガンマグロブリンは、血液製剤の一種で、A型肝炎などの感染症の予防目的や重症の感染症の治療目的などで注射されることがあり、この注射を3～6カ月以内に受けた方は、麻しんなどの予防接種の効果が十分に出ないことがあります。
接種を受ける人が既婚の場合には記載の必要はありません。

麻しん風しん予防接種予診票(第3期・第4期対象:保護者が同伴しない場合)

麻しん及び風しんの予防接種を受けるに当たっての説明

○保護者の方へ：必ずお読みください。

【予防接種の対象となっている中学1年生・高校3年生に相当する年齢のお子様をお持ちの保護者の方へ】

これまで、お子様の予防接種の実施に当たっては、保護者の同伴が必要となっていました。平成20年度から平成24年度までの5年間に限って実施する中学1年生及び高校3年生の年齢に相当する者への麻しん及び風しんの予防接種については、保護者がこの予診票の記載事項を読み、理解し、納得してお子様に予防接種を受けさせることを希望する場合に、この予診票に自ら署名することによって、保護者が、同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができるようになりました。

(当日はこの用紙を必ず持参させてください。)

この予診票に署名するに当たっては、接種させることを判断する際に、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や保健所、お住まいの市区町村の予防接種担当課に確認して、十分納得したうえで、接種させることを決めてからにしてください。

1 麻しん・風しんの症状について

○ 麻しん

麻しん(はしか)は、麻しんウイルスの空気感染・飛沫感染・接触感染によって発症します。ウイルスに感染後、無症状の時期(潜伏期間)が約10～12日続きます。その後症状が出始めますが、主な症状は、発熱、せき、鼻汁、めやに、赤い発しんです。症状が出はじめてから3～4日は38 前後の熱とせきと鼻汁、めやにが続き、一時熱が下がりがけたかと思うと、また39～40 の高熱となり、首すじや顔などから赤い発しんが出はじめ、その後発しんは全身に広がります。高熱は3～4日で解熱し、次第に発しんも消失しますが、しばらく色素沈着が残ります。

合併症を引き起こすことが30%程度あり、主な合併症には、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎などがあります。発生する割合は麻しん患者100人中、中耳炎は約7～9人、肺炎は約6人です。**脳炎は約1,000人に1人の割合で発生**がみられます。

また、麻しんにかかると数年から10数年経過した後に**亜急性硬化性全脳炎(SSPE)**という重い脳炎を発症することがあります。これは、**麻しんにかかった者のうち約10万人に1人の割合で見られます。**

麻しん(はしか)にかかった人のうち、1,000人に1人程度の割合で死亡することがあります。

○ 風しん

風しんは、風しんウイルスの飛沫感染によって発症します。ウイルスに感染してもすぐには症状が出ず、約14～21日の潜伏期間がみられます。その後、麻しんより淡い色の赤い発しん、発熱、首のうしろのリンパ節が腫れるなどが主な症状として現れます。また、そのほかに、せき、鼻汁、目が赤くなる(眼球結膜の充血)などの症状がみられることもあります。子どもの場合、発しんも熱も3日程度で治ることが多いので「三日ばしか」と呼ばれることがあります。合併症として関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などが報告されています。血小板減少性紫斑病は風しん患者約3,000人に1人、脳炎は風しん患者約6,000人に1人ほどの割合で合併します。大人になってからかかると子どもの時より重症化する傾向が見られます。

妊婦が妊娠早期に風しんにかかると、先天性風しん症候群と呼ばれる病気により、心臓病、白内障、聴力障害などの障害を持った赤ちゃんが生まれる可能性があります。

2 予防接種の効果と副反応について

予防接種を受けたお子様のうち、95%以上が免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、麻しんや風しんにかかることを防ぐことができます。

ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

麻しん風しん混合ワクチンの主な副反応

(麻しんと風しんの予防接種を同時に実施するときに使用、通常、このワクチンを接種します。)

主な副反応は、発熱(接種した者のうち20%程度)や、発しん(接種した者のうち10%程度)です。これらの症状は、接種後5～14日の間に多くみられます。接種直後から翌日に過敏症状と考えられる発熱、発しん、掻痒(かゆみ)などがみられることがあります。これらの症状は通常1～3日でおさまります。ときに、接種部位の発赤、腫れ、硬結(しこり)、リンパ節の腫れ等がみられることがありますが、いずれも一過性で通常数日中に消失します。

稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状(ショック症状、じんましん、呼吸困難など)、急性血小板減少性紫斑病(紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等)、脳炎及びけいれん等が報告されています。

麻しんワクチンの主な副反応

(麻しんの予防接種のみを実施するときに使用)

主な副反応は、接種後5～14日を中心として、37.5 以上38.5 未満の発熱（接種した者のうち約5 %前後）、38.5 以上の発熱（接種した者のうち約8 %前後）、麻しん様の発しん（接種した者のうち約6 %前後）がみられます。ただし、発熱の期間は通常1～2日で、発しんは少数の紅斑や丘しんから自然麻しんに近い場合もあります。その他に接種した部位の発赤、腫れ、熱性けいれん（約300人に1人）、じんましん等が認められることがあります、いずれもそのほとんどは一過性です。

稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状、脳炎脳症（100～150万人接種当たり1人以下）、急性血小板減少性紫斑病（100万人接種当たり1人程度）が知られています。

ワクチン接種後に起こる亜急性硬化性全脳炎（SSPE）は極めて稀であり、自然の麻しんウイルスに感染し、発症した場合の1/10以下程度と報告されています。

風しんワクチンの主な副反応

（風しんの予防接種のみを実施するときに使用）

主な副反応は、発しん、じんましん、紅斑、掻痒（かゆみ）、発熱、リンパ節の腫れ、関節痛などが認められています。

稀に生じる重い副反応としては、ショック、アナフィラキシー様症状があり、また、急性血小板減少性紫斑病（100万人接種当たり1人程度）が報告されています。

3 予防接種による健康被害救済制度について

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

○健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

○ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

○今回、平成20年度から5年間に限って中学1年生と高校3年生に相当する年齢の者に実施する麻しん風しんワクチン（麻しん又は風しんのワクチンを含む。）の予防接種は、4月から翌年3月までの1年の間に実施することとなっていますが、その期間を過ぎて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一（医療費・医療手当・葬祭料については同程度）となっています。

給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、お住まいの市区町村の予防接種担当課へご相談ください。

4 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

明らかに発熱（通常37.5 以上をいいます）がある場合

重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合

受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合

明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合

現在、妊娠している場合

その他、医師が不適当な状態と判断した場合

【女性への注意事項】

妊娠している者又はその可能性がある者は、予防接種不適当者として接種することができませんが、出産後又は妊娠していないことが確認された後適当な時期に接種を受けてください。

接種に当たっては、接種を受ける医師、保健所、お住まいの市区町村の予防接種担当課に御相談ください。

なお、接種後2か月間は、妊娠を避けることが必要です。

○保護者の方へ：下記事項をよくお読みください。

これまで記載されている内容をよく読み、十分理解し、納得された上でお子様に接種することを決めてください。接種させることを決定した場合は、下記の保護者自署欄に署名してください。（署名がなければ予防接種は受けられません）

接種を希望しない場合には、自署欄に記載する必要はありません。

麻しん及び風しんの予防接種を受けるに当たっての説明を読み、予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性及び予防接種救済制度などについて理解したうえで、子供に接種させることに同意します。

なお、本説明書は、保護者の方に予防接種に対する理解を深める目的のために作成されたことを理解の上、本様式が市町村に提出されることに同意します。

保護者自署 _____

住 所 _____

緊急の連絡先 _____

本様式は、平成20年度から平成24年度にかけて中学1年生及び高校3年生に相当する年齢の者を対象として実施する麻しん及び風しんの予防接種において、保護者が同伴しない場合に必要となるものです。お子様が1人で予防接種を受ける場合は必ずこの予診票を提出させるようにしてください。

予診票に保護者の署名がないと予防接種は受けられません。

予 診 欄

		診察前の体温		度		分
住 所						
受ける人の氏名		男 女	生 年 月 日	平成 年 月 日生 (満 歳 カ月)		

質 問 事 項	回 答 欄		医師記入欄
接種を受ける方の発育歴についておたずねします 生まれたときの体重が少なかったり、出産時、出生後、乳幼児健診などで異常があると いわれたことがありましたか	あった	なかった	
今日体に具合の悪いところがありますか 具体的な症状を書いてください()	はい	いいえ	
最近 1 カ月以内に病気にかかりましたか 病名()	はい	いいえ	
1 カ月以内に家族や遊び仲間に麻疹、風しん、水痘、おたふくかぜなどの病気の方が いましたか(病名)	はい	いいえ	
1 カ月以内に予防接種を受けましたか 予防接種の種類()	はい	いいえ	
生まれてから今までに先天性異常、心臓、腎臓、肝臓、脳神経、免疫不全症その他の病気 にかかり、医師の診察を受けていますか 病名()	はい	いいえ	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいといわれましたか	はい	いいえ	
ひきつけ(けいれん)をおこしたことがありますか ()歳頃	はい	いいえ	
そのとき熱が出ましたか	はい	いいえ	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか	はい	いいえ	
近親者に先天性免疫不全と診断されている方はいますか	はい	いいえ	
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか 予防接種の種類()	ある	ない	
近親者に予防接種を受けて具合が悪くなった人はいますか	はい	いいえ	
6 カ月以内に輸血あるいはガンマグロブリンの注射を受けましたか	はい	いいえ	
女性の方へ 現在妊娠している可能性(生理が予定より遅れているなど)はありますか (注)接種後 2 か月間は妊娠をさける必要があります	はい	いいえ	
あなたのお子さんの病歴・健康状況・接種当日の体調等を考慮した上で 接種することに同意しますか (同意します ・ 同意しません) かっこ内のどちらかを○で囲んでください。 この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。 保護者自署			

医師記入欄 以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は(実施できる・見合わせた方がよい)と判断します。 接種を受ける本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明をしました。 医師署名又は記名押印

使用ワクチン名	接種量	実施場所・医師名・接種年月日
ワクチン名 Lot No. (注)有効期限がきれていないか要確認	m l	実施場所 医 師 名 接種年月日 平 成 年 月 日

(注) ガンマグロブリンは、血液製剤の一種で、A 型肝炎などの感染症の予防目的や重症の感染症の治療目的などで注射されることがあり、この注射を 3 ～ 6 カ月以内に受けた方は、麻疹などの予防接種の効果が十分に出ないことがあります。

予防接種後副反応報告書

市町村長 殿

患 者 (被接種者)	氏名			性別	1 男 2 女	年齢	歳 ヲ月 (平成 年 月 日生)	
	保護者 氏名				電話番号	() - ()		
	住 所	都道 府県		区市 町村				
報 告 者 (作成者)	氏 名 (名 称)	(署名又は記名押印) 1 接種者 2 主治医 3 保護者 4 その他()						
	住 所							
接種の状況	接 種 日	平成 年 月 日		午前 ・ 午後		時 分		
	対 象 疾 病			接種期・回 (1 期初回等)				
	ワ ク チ ン の 種 類	製 造 所 名			ロット番号			
		ワクチン名			接 種 方 法			
	接種前の体温	度 分						
	家 族 歴			出 生 体 重		グラム		
	予診票での留意点 (アレルギー・基礎疾患・発育・最近 1 ヲ月以内のワクチン接種や病気等)						1 なし 2 あり	
副 反 応 の 概 要	発 生 日	平成 年 月 日		午前・午後		時 分		
	概要 (症状・徴候・臨床経過・診断・検査)							
	他の疾患の可能性の有無 1 有() 2 無							
予 後	1 死亡 剖検所見 () 2 重篤(死亡の危険あり) 3 入院 (病院名 月 日入院 / 月 日退院) 4 後遺症 5 その他()							
回復状況	1 回復している		2 未回復		3 不明			
報 告 回 数	1 第 1 報		2 第 2 報		3 第 3 報以後			

市町村記入欄

受付日	平 成 年 月 日	受 理 印	
-----	--------------------	-------	--

この報告書は、予防接種後、別表の予防接種後副反応報告書報告基準に該当する者を診断した場合に、必要事項を記載の上、直ちにその者の居住地を管轄する市町村長に提出すること。ただし、欄については、経過観察後の報告（第2報）でも差し支えないこと。

<記載上の注意> 1 用紙の大きさはA列4番にすること。

2 算用数字は、該当するものを○で囲むこと。

この報告書は、予防接種後の副反応の発生状況を把握し、予防接種の安全性の確保を目的としています。

このことを理解の上、本報告書が市町村、都道府県及び厚生労働省に報告されることに同意します。

保護者自署 _____

予防接種後副反応報告書

報告基準

予防接種	臨 床 症 状	接種後症状発生までの時間
ジフテリア 百日せき 破傷風 日本脳炎	アナフィラキシー 脳炎、脳症 その他の中枢神経症状 上記症状に伴う後遺症 局所の異常腫脹（肘を越える） 全身の発疹又は39.0 以上の発熱 その他通常の接種ではみられない異常反応	2 4 時間 7 日 7 日 * 7 日 2 日 *
麻しん 風しん	アナフィラキシー 脳炎、脳症 その他けいれんを含む中枢神経症状 上記症状に伴う後遺症 その他通常の接種ではみられない異常反応	2 4 時間 2 1 日 2 1 日 * *
ポリオ	急性灰白髄炎（麻痺） 免疫不全のない者 免疫不全のある者 ワクチン服用者との接触者 上記症状に伴う後遺症 その他通常の接種ではみられない異常反応	3 5 日 1 年 * * *
B C G	腋窩リンパ節腫脹（直径 1 cm 以上） 接種局所の膿瘍 骨炎、骨髄炎 皮膚結核（狼瘡等） 全身播種性 B C G 感染症 その他通常の接種ではみられない異常反応	2 ヲ月 1 ヲ月 6 ヲ月 6 ヲ月 6 ヲ月 *

注 1 表に定めるもののほか、予防接種後の状況が次に該当すると判断されるものは報告すること。

死亡したもの

臨床症状の重篤なもの

後遺症を残す可能性のあるもの

注 2 接種から症状の発生までの時間を特定しない項目（*）についての考え方

後遺症は、急性期に呈した症状に係るものを意味しており、数ヶ月後から数年後に初めて症状が現れたものは含まないこと。

その他通常の接種ではみられない異常反応は、予防接種と医学的に関連あるか、又は時間的に密接な関連性があると判断されるものであること。

ポリオ生ワクチン服用者との接触者における急性灰白髄炎（小児麻痺）は、接種歴が明らかでない者であっても、ポリオワクチンウイルス株が分離された場合は対象に含めること。

注 3 本基準は予防接種後に一定の症状が現れた者の報告基準であり、予防接種との因果関係や予防接種健康被害救済と直接結びつくものではない。

コッホ現象事例報告書

		都道府県	郡	市町村	保健所
氏名		生年月日 平成 年 月 日 (男・女)			
住所		保護者氏名			
接種年月日 平成 年 月 日		B C G ワクチンロット			
局所変化の状況・経過 (初めて気付いた時期：平成 年 月 日)					
結核患者との接触状況					
精密検査	ツ反成績		判定 要観察・化学予防・要治療・その他		
	胸部エックス線検査所見				
平成 年 月 日 医療機関名 作成者医師 (署名又は記名押印)					

医師の判断により精密検査を行った場合のみ記入すること。

この報告書は、予防接種の安全性の確保及び結核のまん延の防止を図ることを目的としています。

このことを理解の上、本報告書が市町村及び都道府県（保健所）に報告されることに同意します。

保護者自署_____

(参 考)

○定期の予防接種実施要領

新	旧
定期(一類疾病)の予防接種実施要領	定期の予防接種実施要領
第1 総論	第1 総論
1 予防接種台帳 (本文省略)	1 予防接種台帳 (本文省略)
2 対象者等に対する周知	2 対象者等に対する周知
(1) 一類疾病に係る定期の予防接種を行う際は、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定による公告を行い、同令第6条の規定により予防接種の対象者の保護者(以下「保護者」という。)に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項が <u>十分周知されること。その周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。</u>	(1) 一類疾病に係る定期の予防接種を行う際は、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定による公告を行い、同令第6条の規定により予防接種の対象者の保護者(以下「保護者」という。)に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項が <u>十分周知されるよう、公報、個別通知その他の適当な措置をとること。</u>
(2) 保護者に対する周知を行う際は、母子健康手帳の持参、費用等も併せて周知すること。 <u>なお、麻しん及び風しんの第3期、第4期の対象者については、母子健康手帳の持参は必ずしも求めるものではないが、接種を受けた記録を本人が確認できるような措置を講じること。</u>	(2) 保護者に対する周知を行う際は、母子健康手帳の持参、費用等も併せて周知すること。
(3) <u>また、近年、予防接種の対象者に外国籍の児が増えていることから、英文等による周知等に努めること。</u>	
(4) <u>麻しんについて「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)に基づき、予防接種を受けやす</u>	

定期の予防接種実施要領の改正のポイント

○題 目 部 分

本実施要領は定期の予防接種のうち、1類疾病のみを対象としているため（2類疾病であるインフルエンザについては、別途、実施要領（インフルエンザの予防接種実施要領）を定めている。）、従来の「定期の予防接種実施要領」という題目を「定期（1類疾病）の予防接種実施要領」に改正すること。

○総 論 部 分

主要な改正・新規項目は以下の9項目です。

1 「対象者に対する周知」について（1類疾病全ての予防接種共通）

【改正した事項】 予防接種対象者に対する周知方法

予防接種対象者に対する周知方法については、改正前は「公報、個別通知その他適当な措置をとること。」となっており、その実施に当たっては、各市区町村の任意な方法に委ねていたが、今回、対象者へ確実な情報の提供を図る観点から、改正後は「やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とする。」ものとする。

【新たに盛り込まれた事項】 外国語版による周知文の作成

外国語版による周知文の作成については、近年、予防接種の対象者に外国籍の児が増えていることから、英文等による周知等に努めるように努力規定を新たに盛り込むこと。

2 「予防接種実施状況の把握」について（1類疾病全ての予防接種共通：事項全体が新たな内容）

予防接種実施状況の把握については、予防接種台帳等を活用することにより予防接種対象者のうち、既接種者と未接種者を早期のうちに確認し、未接種者には疾病罹患予防の重要性等について周知を図り、本人及び保護者に対して個別通知等を活用して、引き続き接種勧奨を行うよう規定すること。

また、市区町村長は、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する1歳6か月児健康診査、学校保健法（昭和33年法律第56号）における就学時の健康診断の機会を捉え、対象者の接種状況を積極的に確認し、さらに、未接種者については、接種勧奨を行うよう規定すること。

3 「予防接種に関する周知」について（麻しん、風しんの第3期・第4期のうち女性が対象）

【新たに盛り込まれた事項】

麻しん・風しんの第3期・第4期の予防接種のうち女性については、妊娠中の予防接種が不当事項であること及び接種後2ヶ月間は妊娠を避けるべき旨を必ず説明すること

4 「予診票」について（1類疾病全ての予防接種共通）

【改正した事項】様式の区分

改正前の予診票については、全ての疾病を様式二を用いることとしていたが、改正後は、以下の3つの様式に分けること。

(1) 様式二

①ジフテリア、百日せき、破傷風、日本脳炎、ポリオ及びBCGの全対象者

②麻しん、風しんの第1期、第2期の全対象者

※乳幼児、小学生を対象とした予診票

(2) 様式三

麻しん、風しんの第3期（中学1年生相当：新規）、第4期（高校3年生相当：新規）の対象者のうち接種を受ける者に対して保護者が同伴する場合及び接種を受ける者が既婚者の場合

(3) 様式四

麻しん、風しんの第3期（中学1年生相当：新規）、第4期（高校3年生相当：新規）の対象者のうち接種を受ける者に対して保護者が同伴しない場合

【新たに盛り込まれた事項】問診事項の追加

市区町村長は、麻しん風しんの第3期・第4期対象者のうち、女性に関しては、予防接種の不適合者であるか否かの判断に資するため、妊娠している者、又はその可能性がある者か否かを確認する項目を設けること。

5 「予診並びに予防接種不適合者及び予防接種要注意者」について（麻しん、風しんの第3期・第4期の予防接種が対象）

【新たに盛り込まれた事項】

(1) 保護者の同伴要件の緩和

個別接種及び集団接種については、原則、保護者の同伴が必要であるとしたこと。ただし、第3期・第4期の予防接種において、保護者が同伴しない場合でも、予診票により、あらかじめ保護者の同意が確認できた者は、保護者の同伴を要しないこと。

【確認する事項】

- ① 保護者が予診票の自署欄に署名していること。
- ② 被接種者の当日の体調が、予防接種の不適合な状態ではないこと。

ただし、第4期対象者のうち、本人が既婚者である者については、もとより同伴を必要としないため、対象外である（民法第753条では、婚姻により成年に達したものとみなされるため）。

(2) 女性に対する予防接種不適合者の確認

市区町村長は、麻しん風しんの第3期・第4期の対象者のうちは、女性への接種に際して、予防接種の不適合者（特に、妊娠している者等）であるか否かに注意する必要があること。例えば、予診票に記載された内容だけでは判断せず、必ず本人に口頭で確認し、妊娠又はその可能性がある場合は、予防接種不適合者である旨を伝え、出産後又は妊娠していないことが確認された後の適当な時期に接種するよう勧めること。その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともにプライバシーに十分配慮すること。

6 「予防接種後副反応等に関する説明と同意」について（麻しん、風しんの第3期・第4期の予防接種が対象）

【新たに盛り込まれた事項】保護者が同伴しない場合は、事前に予防接種後副反応等の説明と予防接種の実施の同意が必要なこと

市区町村長は、麻しん、風しんの第3期・第4期の予防接種において、保護者が同伴しない者については、事前に配布する予診票に保護者の自署を確認すること。

保護者の自署が確認できた場合は、保護者は予防接種に関する効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度等について説明を受け、被接種者の接種に同意したものとみなすことができるものとする。

ただし、第4期対象者のうち、本人が既婚者である者については、もとより同伴を必要としないため、対象外である（民法第753条では、婚姻により成年に達したものとみなされるため）。

7 「集団接種の際の注意事項」について（1類疾病全ての予防接種共通）

【新たに盛り込まれた事項】安全基準の遵守

市区町村長は、医療機関以外での予防接種の実施において以下のとおり定めたこと。市区町村長が集団接種を実施する場合には、以下に示した安全基準を遵守しなければならない。

①経過観察措置

予防接種後、被接種者に副反応が発症しても、応急対応が可能なように、接種終了後ある程度の時間は、被接種者を接種会場に止まらせること。

②応急治療措置

予防接種後、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応が発症しても、その場で応急治療ができるように救急処置物品を準備しなければならない。その内容は次のとおりである。

○物品一覧（例示）

血圧計、静脈路確保用品、輸液、エピネフリン、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤
副腎皮質ステロイド剤等の薬液、喉頭鏡、気管チューブ、蘇生バッグ等

③救急搬送措置

被接種者に重篤な副反応が発症した場合、応急処置後、速やかに医療機関において適切な治療が受けられるよう、医療機関への搬送手段を確保するため、実施主体において保有する車両を活用すること又は、事前に救急車両を保有する消防署及び近隣の医療機関等と接種実施日及び接種人数等に関しての情報を共有するなど連携を図ること。

8 「副反応の報告」について（1類疾病全ての予防接種共通）

【新たに盛り込まれた事項】重篤な副反応の報告

市区町村長は、副反応報告書における予後欄について、「1 死亡」、「2 重篤（死亡の危険性あり）」、「3 入院」に該当するものについては、その写しを直ちに厚生労働大臣に報告すること。

9 「都道府県の麻しん対策会議への報告」について（事項全体が新たな内容）

都道府県知事は「麻しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、都道府県を単位として設置された麻しんの対策会議（以下「麻しん対策会議」という。）に、管内における麻しんの発生

状況や予防接種実施状況等を報告すること。

○各 論 部 分

主要な改正・新規項目は以下の4項目である。

1 既罹患患者への混合ワクチンの使用について（ジフテリア、百日せき、破傷風の予防接種及び麻しん、風しんの予防接種対象）

【新規事項】既罹患患者への混合ワクチンを可能とすること

既罹患者については、未罹患疾病の予防接種を実施するために、未罹患疾病に対応するワクチン成分を含んだ混合ワクチンを接種することを可能とすること（ワクチン成分に対応する疾病の全てに罹患している者は除きます）。

（1）ジフテリア、百日せき、破傷風の予防接種における具体的な例示

（D：ジフテリア P：百日せき T：破傷風）

① 罹患状態がいずれか1疾病の場合

（罹患している疾病）		（目的とする予防接種）		（使用可能なワクチン）
D	→	P Tの予防接種	→	D P T混合ワクチン
P	→	D Tの予防接種	→	D P T混合ワクチン若しくは D T混合トキソイド
T	→	D Pの予防接種	→	D P T混合ワクチン

② 罹患状態がいずれか2疾病の場合

（罹患している疾病）		（目的とする予防接種）		（使用可能なワクチン）
D T	→	Pの予防接種	→	D P T混合ワクチン
D P	→	Tの予防接種	→	D P T混合ワクチン若しくは D T混合トキソイド
T P	→	Dの予防接種	→	D P T混合ワクチン若しくは D T混合トキソイド

※1：第1期の予防接種の初回接種にD T混合トキソイドを使用する場合は2回接種すること。

※2：第1期の予防接種の初回接種は、同一種類のワクチンを接種すること。

※3：第2期の予防接種に使用するワクチンは、D T混合トキソイドのみとすること。

（2）麻しん、風しんの予防接種における具体的な例示

（M：麻しん R：風しん）

① 罹患状態がいずれか1疾病の場合

（罹患している疾病）		（目的とする予防接種）		（使用可能なワクチン）
M	→	Rの予防接種	→	M R混合ワクチン若しくは R単抗原ワクチンの使用
R	→	Mの予防接種	→	M R混合ワクチン若しくは M単抗原ワクチンの使用

2 接種対象者について（麻しん、風しんの予防接種が対象）

【新たに盛り込まれた事項】接種対象者の追加

改正前から実施している第1期・第2期に加えて、第3期（中学1年生に相当する年齢）・第4期（高校3年生に相当する年齢）が新たに予防接種の対象に追加される。予防接種と使用ワクチンの組合せ等接種の仕方は、以下のとおりである。

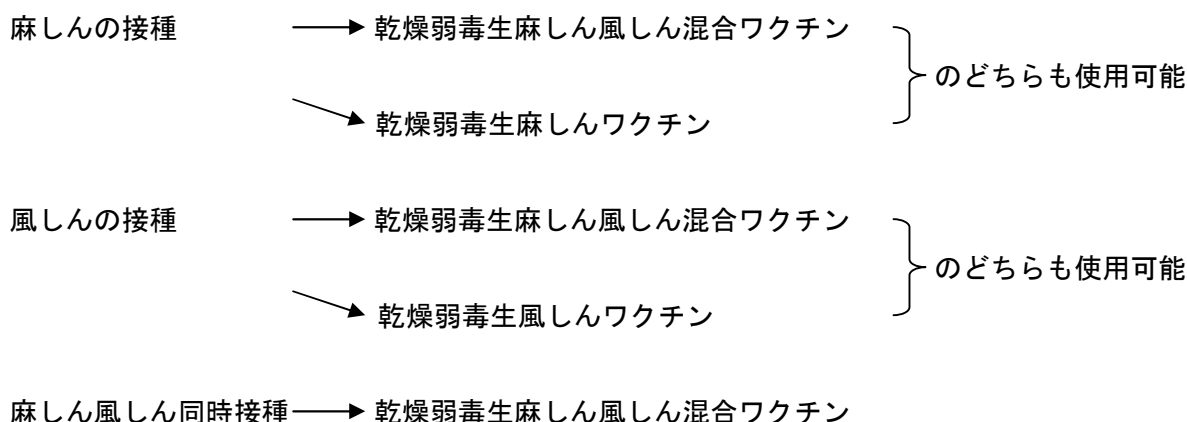
接種期間：当該年齢になる日が属する1年度間

接種回数：1回

接種量：0.5ミリリットル

接種方法：皮下接種

（予防接種） （使用可能なワクチン）



3 接種間隔の表示について（ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種、急性灰白髄炎の予防接種及び日本脳炎の予防接種が対象）

【改正した事項】接種間隔の表示を週単位から日単位へ変更

ジフテリア、破傷風及び百日せきの予防接種の第1期初回における3回の予防接種については、それぞれの接種の間隔が3週間から8週間までの間隔と規定されていたところであるが、日単位に変更し、20日から56日までの間隔とすること。

また、急性灰白髄炎の予防接種における2回の予防接種については、接種間隔が6週間以上の間隔と規定されていたところであるが、日単位に変更し、41日以上の間隔とすること。

さらに、日本脳炎の予防接種の第1期初回における2回の予防接種についても、それぞれの接種の間隔が1週間から4週間までの間隔と規定されていたところであるが、日単位に変更し、6日から28日までの間隔とすること。

4 予防接種実施規則第9条及び第15条に規定する定期の予防接種の間隔について（ジフテリア、百日せき破傷風の予防接種及び日本脳炎の予防接種が対象）

【新たに盛り込まれた事項】実施規則に規定する期間内に発熱等の医学的要因により接種できなかった者の取り扱い

実施規則に規定する期間内に発熱等の医学的要因により接種できなかった者の取り扱いについて

ては、ジフテリア、破傷風、百日せきの予防接種の第 1 期初回における合計 3 回の予防接種において、それぞれの疾病に対する接種の間隔である最短 20 日から最長 56 日の間に、発熱等の予防接種不適當要因によって、期間内に接種できなかった場合、その状態が解消された後、速やかに接種した者であれば、期間外の接種に関わらず、定期接種とみなすことができること。

また、日本脳炎の予防接種の第 1 期初回における合計 2 回の予防接種についても、それぞれの接種の間隔である最短 6 日から最長 28 日の間に、発熱等の予防接種不適當要因によって、期間内に接種できなかった場合にも、同様の取り扱いができること。

い環境を整え、接種率の向上を図ること。

(5) 麻しん及び風しんの予防接種においては、対象者の年齢により、行動範囲や生活様式が大きく異なるため、行動が自立している第3期、第4期の対象者については、接種に係る本人及び保護者の負担を軽減できるよう配慮すること。

3 予防接種実施状況の把握

(1) 既接種者及び未接種者の確認

予防接種台帳等の活用により、予防接種実施計画で設定した接種予定時期を前提として、接種時期に応じた既接種者及び未接種者の数を早期のうちに確認し、管内における予防接種実施状況についての的確に把握すること。

(2) 未接種者への再度の接種勧奨

実施通知における実施時期を過ぎてもなお、接種を行っていない未接種者については、疾病罹患予防の重要性、当該予防接種の有効性、発生しうる副反応及び接種対象である期間について改めて周知したうえで、本人及び保護者への個別通知等を活用して、引き続き接種勧奨を行うこと。

(3) 定期的な健診の機会を利用した接種状況の確認

母子保健法(昭和40年法律第141号)に規定する健康診査(1歳6か月児健康診査)及び学校保健法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断(就学時の健康診断)の機会を捉え、市区町村長は、予防接種の対象となっている乳幼児の接種状況について、保健所又は教育委員会と積極的に連携することにより、その状況を把握し、未接種者に対しては、引き続き接種勧奨を行うこと。

4 予防接種に関する周知

3 予防接種に関する周知

市区町村長は、予防接種制度の概要、予防接種の効果及び副反応その他接種に関する注意事項等について、十分な周知を図ること。特に、麻しん及び風しんの第3期、第4期の女性への予防接種については、妊娠中の予防接種は不適当事項であること及び接種後2か月間は妊娠を避けるべき旨を必ず説明すること。

5 接種の場所

予防接種については、適正かつ円滑な予防接種制度の施行のため、市区町村長の要請に応じて予防接種を協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則とすること。ただし、予防接種の実施に適した施設において集団を対象にして行う集団接種によることも差し支えない。この場合においては、「13 集団接種の際の注意事項」に留意すること。

なお、市区町村長は、学校等施設を利用して予防接種を行う場合は、市区町村教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り実施する必要があること。

6 接種液

(1) (省略)

(2) 接種液の貯蔵は、生物学的製剤基準の定めるところによるほか、所定の温度が保たれていることを温度計によって確認できる冷蔵庫等を使用する方法によること。

また、経口生ポリオワクチンは、ディープフリーザー中に保存し、所定の貯蔵条件(－20℃以下)を維持すること。沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、破傷風混合トキソイド及び日本脳炎ワクチンにあつては、凍結しないように留意すること。

予防接種制度の概要、予防接種の効果及び副反応その他接種に関する注意事項等について、十分な周知を図ること。

4 接種の場所

予防接種については、適正かつ円滑な予防接種制度の施行のため、市町村長の要請に応じて予防接種を協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則とすること。ただし、市町村において個別接種によることができないことにつき、やむを得ない事情があるときは、個別接種の実施の確保に努めるとともに、予防接種の実施に適した施設において集団を対象にして行う集団接種によることも差し支えない。この場合においては、「12 集団接種の際の注意事項」に留意すること。

なお、学校施設において予防接種を行う場合は、市町村教育委員会と緊密な連携を図り実施する必要があること。

5 接種液

(1) (省略)

(2) 接種液の貯蔵は、生物学的製剤基準の定めるところによるほか、所定の温度が保たれていることを温度計によって確認できる冷蔵庫等を使用する方法によること。

また、経口生ポリオワクチンは、ディープフリーザー中に保存し、所定の貯蔵条件を維持すること。沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン及び破傷風混合トキソイドにあつては、凍結しないように留意すること。

7 予防接種の実施計画

(1)～(3) (省略)

8 対象者の確認

(本文省略)

9 予診票

(1) 予防接種の実施に際しては、乳幼児・小学生が接種対象となっているジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎又は結核の予防接種については、様式第二予防接種予診票(乳幼児・小学生対象)を、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種のうち、接種を受ける者に保護者が同伴する場合及び接種を受ける者が既婚者の場合については、様式第三麻しん風しん予防接種予診票(第3期・第4期対象:保護者が同伴する場合、受ける人が既婚の場合)を、接種を受ける者に保護者が同伴しない場合については様式第四麻しん風しん予防接種予診票(第3期・第4期対象:保護者が同伴しない場合)(以下「様式第四予診票」という。)を参考にして予診票を作成すること。

なお、予診票については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により予防接種の実施に際して混同を来さないよう配慮すること。

(2) (省略)

(3) 市区町村は、接種後に予診票を回収し、文書管理規程等に従い適正に管理・保存すること。

(4) 麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種における接種対象者のうち、女性に関しては、予診票中に、妊娠の事実あるいは可能性に関する質問事項を作成すること。

10 予診並びに予防接種不相当者及び予

6 予防接種の実施計画

(1)～(3) (省略)

7 対象者の確認

(本文省略)

8 予診票

(1) 予防接種の実施に際しては、様式第二予防接種予診票を参考にして予診票を作成すること。

なお、予診票については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により予防接種の実施に際して混同を来さないよう配慮すること。

(2) (省略)

(3) 市町村は、接種後に予診票を回収し、文書管理規程等に従い適正に管理・保存すること。

9 予診並びに予防接種不相当者及び予防

防接種要注意者 (1) (省略) (2) 個別接種については、<u>原則、保護者の同伴が必要であること。</u> <u>ただし、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。</u> <u>また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答に関する本人への問診を通じ、診察等を実施したうえで、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。</u> <u>なお、麻しん及び風しんの第4期の予防接種のうち、被接種者が既婚者である場合は、この限りではない。</u> (3)～(5) (省略) (6) <u>麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種対象者のうち、女性への接種に際しては、予防接種の不適合者(特に、妊娠している者等)であるか否かに注意する必要があることから、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮すること。</u> 11 予防接種後副反応等に関する説明及び同意 予診の際は、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る反応及びまれに生じる重	接種要注意者 (1) (省略) (2) 個別接種については、保護者の同伴が必要であること。 (3)～(5) (省略) 10 予防接種後副反応等に関する説明及び同意 予診の際は、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る反応及びまれに生じる重
---	--

い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い予防接種実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

ただし、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種において、保護者が接種の場に同伴しない場合には、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る主な副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度についての説明を事前に理解する必要があるため、様式第四予診票を参考に、説明に関する情報を含有している予診票を作成したうえで、事前に保護者に配布し、保護者がその内容に関する適切な説明を理解したこと及び予防接種の実施に同意することを当該予診票により確認できた場合に限り接種を行うものとする。

なお、麻しん及び風しんの第4期の予防接種のうち、被接種者が既婚者である場合は、被接種者本人の同意にて足りるものとする。

12 接種後の注意

(1) (省略)

(2)

(ア)～(イ) (省略)

(ウ) 保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに当該予防接種を行った市区町村担当部局に連絡すること。

13 集団接種の際の注意事項

(1)～(2) (省略)

(3)

ア 接種用具等、特に注射針、経口投与器具、体温計等多数必要とするものは、市区町村が準備しておくこと。

い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い予防接種実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

11 接種後の注意

(1) (省略)

(2)

(ア)～(イ) (省略)

(ウ) 保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに当該予防接種を行った市町村担当部局に連絡すること。

12 集団接種の際の注意事項

(1)～(2) (省略)

(3)

ア 接種用具等、特に注射針、経口投与器具、体温計等多数必要とするものは、市町村が準備しておくこと。

イ～ウ（省略）

(4)（省略）

(5) 安全基準の遵守

市区町村長は、医療機関以外での予防接種の実施においては、被接種者に副反応が起こった際に、応急対応が可能なように下記における安全基準を確実に遵守すること。

ア 経過観察措置

市区町村長は、予防接種が終了した後に、短時間のうちに、被接種者の体調に異変が起きても、その場で応急治療等の迅速な対応ができるよう、接種が終わった者の身体を落ち着かせ、本人、接種に関わった医療従事者又は実施市区町村の職員が、接種が終わった者の身体の状態を観察できるように、接種後ある程度の時間は接種会場に止まらせること。

イ 応急治療措置

市区町村長は、予防接種後、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応が見られたとしても、応急治療ができるよう、救急処置物品（血圧計、静脈路確保用品、輸液、エピネフリン・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液、喉頭鏡、気管チューブ、蘇生バッグ等）を準備すること。

ウ 救急搬送措置

市区町村長は、被接種者に重篤な副反応が見られた場合、速やかに医療機関における適切な治療が受けられるよう、医療機関への搬送手段を確保するため、市区町村にて保有する車両を活用すること又は、事前に緊急車両を保有する消防署及び近隣医療機関等と接種実施日等に関して、情報共有し、連携を図ること。

(6) 保護者の同伴要件

イ～ウ（省略）

(4)（省略）

(5) 集団接種については、保護者の同伴

集団接種については、原則、保護者の同伴が必要であること

ただし、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答内容に関する本人への問診を通じ、診察等を実施したうえで、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、麻しん及び風しんの第4期の予防接種のうち、被接種者が既婚者である場合は、この限りではない。

(7) 予防接種を受けることが適当でない状態の者への注意事項

予診を行う際は、接種場所に予防接種を受けることが適当でない状態等の注意事項を掲示し、又は印刷物を配布して、保護者等から予防接種の対象者の健康状態、既往症等の申出をさせる等の措置をとり、接種を受けることが不適当な者の発見を確実にすること。

(8) 女性に対する接種の注意事項

麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種対象者のうち、女性への接種に際しては、予防接種の不適合者(特に、妊娠している者等)であるか否かに注意する必要があることから、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配

が必要であること

(6) 予診を行う際は、接種場所に予防接種を受けることが適当でない状態等の注意事項を掲示し、又は印刷物を配布して、保護者から予防接種の対象者の健康状態、既往症等の申出をさせる等の措置をとり、接種を受けることが不適当な者の発見を確実にすること。

慮すること。

14 予防接種に関する記録及び予防接種
済証の交付

(1)～(2) (省略)

15 副反応の報告

(1) 市区町村長は、あらかじめ様式第五の
予防接種後副反応報告書((2)から(4)まで
において「報告書」という。)及び別表の予防
接種後副反応報告書報告基準を管内の医療
機関に配布し、医師が予防接種後の副反応
を診断した場合に、保護者の同意を得て、直
ちに当該被接種者が予防接種を受けた際の
居住区域を管轄する市区町村長へ報告する
よう協力を求めること。

(2) 市区町村長は、医師から副反応の報
告を受けた場合は、保護者の同意を得て、報
告書を都道府県知事に提出すること。

(3) 市区町村長は、保護者から報告書によ
り副反応の報告を受けた場合は、保護者の
同意を得て、報告書を都道府県知事に提出
すること。

(4) 市区町村長は、(2)、(3)において、受
けた報告が、報告書中の予後欄における、
「1 死亡」、「2 重篤(死亡の危険あり)」、
「3 入院」に該当する場合は、都道府県知
事への提出とは別に、報告書の写しを厚生労
働大臣あてに直ちに提出すること。

(5) 都道府県知事は、市区町村長から副
反応の報告を受けた場合は、保護者の同意
を得て厚生労働大臣あてに報告書の写しを
提出すること。

(6) 厚生労働大臣が報告事項に関して検
討を加えた結果については、都道府県知事を

13 予防接種に関する記録及び予防接種
済証の交付

(1)～(2) (省略)

14 副反応の報告

(1) 市町村長は、あらかじめ様式第三の予
防接種後副反応報告書((2)から(4)まで
において「報告書」という。)及び別表の予防
接種後副反応報告書報告基準を管内の医療機
関に配布し、医師が予防接種後の副反応を
診断した場合に、保護者の同意を得て、直ち
に当該被接種者が予防接種を受けた際の居
住区域を管轄する市町村長へ報告するよう
協力を求めること。

(2) 市町村長は、医師から副反応の報告
を受けた場合は、保護者の同意を得て、報告
書を都道府県知事に提出すること。

(3) 市町村長は、保護者から報告書によ
り副反応の報告を受けた場合は、保護者の同
意を得て、報告書を都道府県知事に提出す
ること。

(4) 都道府県知事は、市町村長から副反
応の報告を受けた場合は、保護者の同意を
得て厚生労働大臣あてに報告書の写しを提
出すること。

(5) 厚生労働大臣が報告事項に関して検
討を加えた結果については、都道府県知事を

通じて市区町村長あて通知することがあるので、この場合においては、市区町村長は、管内の関係機関への周知を図ること。

(7) (1)から(5)までにおいて、保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項をそれぞれ報告すること。

16 予防接種の実施の報告

(1) 市区町村長は、結核を除く一類疾病に係る予防接種を行ったときは、予防接種法施行令第7条の規定による報告を「地域保健・老人保健事業報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部作成)の作成要領に従って行うこと。

(2) 市区町村長は、結核に係る予防接種を行ったときは、予防接種法施行規則第3条の規定に基づき、市町村の名称及び実施年月日並びに予防接種を受けた者の数を翌月10日までに都道府県知事に報告すること。

17 都道府県の麻しん対策の会議への報告

「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)に基づき、都道府県知事は、管内市区町村長と連携し、管内における麻しんの予防接種実施状況等を適宜把握し、都道府県を単位として設置される麻しん対策の会議に速やかに報告すること。

18 他の予防接種との関係

(1) 三価混合の経口生ポリオワクチン、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン又は、経皮接種用乾燥BCGワクチンを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、27日以上置くこと。沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、日本

通じて市町村長あて通知することがあるので、この場合においては、市町村長は、管内の関係機関への周知を図ること。

(6) (1)から(4)までにおいて、保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項をそれぞれ報告すること。

15 予防接種の実施の報告

(1) 市町村長は、結核を除く一類疾病に係る予防接種を行ったときは、予防接種法施行令第7条の規定による報告を「地域保健・老人保健事業報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部作成)の作成要領に従って行うこと。

(2) 市町村長は、結核に係る予防接種を行ったときは、予防接種法施行規則第3条の規定に基づき、市町村の名称及び実施年月日並びに予防接種を受けた者の数を翌月10日までに都道府県知事に報告すること。

16 他の予防接種との関係

(1) 三価混合の経口生ポリオワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン又は、経皮接種用乾燥BCGワクチンを接種した日から次の予防接種を行うまでの間隔は、27日以上置くこと。沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、日本脳炎ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキ

脳炎ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上置くこと。

(2) (省略)

第2 各論

1 ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種

(1) ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用し、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

(2) ジフテリア及び百日せきについて同時に行う第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用し、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

(3) 百日せき及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は(2)と同様とすること。

(4) ジフテリア及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用した時は、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的

ソイドを接種した日から次の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上置くこと。

(2) (省略)

第2 各論

1 ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種

(1) ジフテリア、百日せき及び破傷風の第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンにより同時に行うこととし、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として3週間から8週間までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

な接種期間として20日から56日までの間隔
において3回、追加接種については初回接種
終了後12月に達した時から18月に達するま
での期間を標準的な接種期間として1回行う
こと。

また、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド
を使用した時は、初回接種については生後3
月に達した時から生後12月に達するまでの
期間を標準的な接種期間として20日から56
日までの間隔において2回、追加接種につい
ては初回接種終了後12月に達した時から1
8月に達するまでの期間を標準的な接種期間
として1回行うこと。

(5) ジフテリアの第1期の予防接種は、沈
降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチ
ンを使用した時は、初回接種については生後
3月に達した時から生後12月に達するまで
の期間を標準的な接種期間として20日から
56日までの間隔において3回、追加接種に
ついては初回接種終了後12月に達した時か
ら18月に達するまでの期間を標準的な接種
期間として1回行うこと。

また、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド
を使用した時は、初回接種については生後3
月に達した時から生後12月に達するまでの
期間を標準的な接種期間として20日から56
日までの間隔において2回、追加接種につい
ては初回接種終了後12月に達した時から1
8月に達するまでの期間を標準的な接種期間
として1回行うこと。

(6) 破傷風の第1期の予防接種は(5)と同
様とすること。

(7) 百日せきの第1期の予防接種は、沈降
精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン
を使用し、初回接種については生後3月に達
した時から生後12月に達するまでの期間を
標準的な接種期間として20日から56日まで

の間隔において3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

(8) 第1期の予防接種の初回接種においては、沈降精製ジフテリア百日せき破傷風混合ワクチンと沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドのいずれも使用することが可能な場合であっても、同一種類のワクチンを必要回数接種すること。

(9) 第1期の予防接種の初回接種においては、発熱等の予防接種不适当要因により、20日から56日までの間隔で、接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、予防接種法施行令に定める接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を超えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。

(10) ジフテリア及び破傷風について同時に行う第2期の予防接種は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用し、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

(11) ジフテリア又は破傷風の第2期の予防接種は、(10)と同様とすること。

(12) ジフテリア、百日せき又は破傷風のいずれかの既罹患者においては、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種のために既罹患疾病に対応するワクチン成分を含有する混合ワクチンを使用することを可能とする。

ただし、第2期の予防接種に使用するワクチンは沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドのみとする。

(2) ジフテリア及び破傷風の第2期の予防接種は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用し、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

2 急性灰白髄炎の予防接種

(1)対象者

急性灰白髄炎の予防接種は、生後3月に達した時から生後18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として41日以上の間隔を置いて2回行うこと。

(2)～(7) (省略)

3 麻しん又は風しんの予防接種

(1)対象者

ア 麻しん又は風しんの第1期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者に対し、1回行うこと。この場合においては、早期の接種機会を確保すること。

イ 麻しん又は風しんの第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの(小学校就学前の1年間にある者)に対し、1回行うこと。

ウ 麻しん又は風しんの第3期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者に対し、1回行うこと、この場合においては、4月から6月の間に接種を受けるように促すこと。

エ 麻しん又は風しんの第4期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者に対し、1回行うこと、この場合

2 急性灰白髄炎の予防接種

(1)対象者

急性灰白髄炎の予防接種は、生後3月に達した時から生後18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として6週間以上の間隔を置いて2回行うこと。

(2)～(7) (省略)

3 麻しん又は風しんの予防接種

(1)対象者

ア 麻しん又は風しんの第1期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチンにより、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者に対し、1回行うこと。この場合においては、早期の接種機会を確保すること。

イ 麻しん又は風しんの第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチンにより、5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの(小学校就学前の1年間にある者)に対し、1回行うこと。

ウ 麻しん及び風しんの第1期又は第2期において、麻しん及び風しんを同時に行う場合は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンによること。

においては、4月から6月の間に接種を受けるように促すこと。

(2) 混合ワクチンの使用

麻しん及び風しんの第1期、第2期、第3期又は第4期の予防接種において、麻しん及び風しんの予防接種を同時に行う場合は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを使用すること。

(3) 接種液の用法
(省略)

(4) 一部の疾病に既罹患である場合の混合ワクチン接種

麻しん又は風しんの既罹患患者においては、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種のために既罹患疾病に対応するワクチン成分を含有する混合ワクチンを使用することを可能とする。

4 日本脳炎の予防接種

(1) 日本脳炎の第1期の予防接種は、初回接種については3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として6日から28日までの間隔を置いて2回、追加接種については4歳に達した時から5歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

(2) (省略)

(3) 第1期の初回接種においては、発熱等の予防接種不適当要因により、6日から28日までの間隔で、接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、予防接種法施行令で定める接種期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を超えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取

(2) 接種液の用法
(省略)

4 日本脳炎の予防接種

(1) 日本脳炎の第1期の予防接種は、初回接種については3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1週間から4週間までの間隔を置いて2回、追加接種については4歳に達した時から5歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

(2) (省略)

り扱うものとする。

5 結核の予防接種

(1) (省略)

(2) コッホ現象出現時の対応

ア (省略)

イ 市区町村長におけるコッホ現象事例報告書の取り扱い

市区町村長は、あらかじめ様式第六のコッホ現象事例報告書を管内の医療機関に配布し、医師がコッホ現象を診断した場合に、保護者の同意を得て、直ちに当該被接種者が予防接種を受けた際の居住区域を管轄する市区町村長へ報告するよう協力を求めること。

また、市区町村長は、医師からコッホ現象の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て、コッホ現象事例報告書を都道府県知事に提出すること。

ウ 都道府県知事のコッホ現象事例報告書の取り扱い

都道府県知事は、市区町村長からコッホ現象の報告を受けた場合は、厚生労働大臣あてにコッホ現象事例報告書の写し(個人情報に係る部分を除く。)を提出すること。

エ コッホ現象事例報告書等における個人情報の取り扱い

イにおいて、保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項をそれぞれ報告及び提出すること。

(3) 副反応報告の提出

コッホ現象は、通常、様式第五の別表に定める副反応の報告基準に該当しないので、副反応報告は不要であること。ただし、接種局

5 結核の予防接種

(1) (省略)

(2) コッホ現象出現時の対応

ア (省略)

イ 市町村長は、あらかじめ様式第四の現象事例報告書を管内の医療機関に配布し、医師がコッホ現象を診断した場合に、保護者の同意を得て、直ちに当該被接種者が予防接種を受けた際の居住区域を管轄する市町村長へ報告するよう協力を求めること。

ウ 市町村長は、医師からコッホ現象の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て、コッホ現象事例報告書を都道府県知事に提出すること。

エ 都道府県知事は、市町村長からコッホ現象の報告を受けた場合は、厚生労働大臣あてにコッホ現象事例報告書の写し(個人情報に係る部分を除く)を提出すること。

オ イ及びウにおいて、保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項をそれぞれ報告及び提出すること。

(3) 副反応報告の提出

コッホ現象は、通常、様式第三の別表に定める副反応の報告基準に該当しないので、副反応報告は不要であること。ただし、接種局

所の変化の経過が遷延し、接種後4週間以上にわたって湿潤する場合は、第1の15に定めるところにより、「接種局所の膿瘍」として副反応報告の必要があるので留意すること。

様式第1 予防接種台帳

様式第2 予防接種予診票

様式第3 予防接種予診票

様式第4 予防接種予診票

様式第5 予防接種後副反応報告書

別表 予防接種後副反応報告書報告基準

様式第6 コツホ現象事例報告書

※様式に下線があるものは、内容に見直しがあるもの

所の変化の経過が遷延し、接種後4週間以上にわたって湿潤する場合は、第1の14に定めるところにより、「接種局所の膿瘍」として副反応報告の必要があるので留意すること。

様式第1 予防接種台帳

様式第2 予防接種予診票

様式第3 予防接種後副反応報告書

別表 予防接種後副反応報告書報告基準

様式第4 コツホ現象事例報告書